

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業等

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

## 【1】新型コロナウイルス感染症関係

|                                                              |    |          |
|--------------------------------------------------------------|----|----------|
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置</a>            | 1  | 北海道経済産業局 |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します</a> | 2  | 北海道経済産業局 |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました</a>  | 3  | 北海道経済産業局 |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度</a>           | 4  | 北海道経済産業局 |
| ○ <a href="#">新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について</a>           | 5  | 北海道労働局   |
| ○ <a href="#">トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース)のご案内</a>     | 6  | 北海道労働局   |
| ○ <a href="#">産業雇用安定助成金のご案内</a>                              | 7  | 北海道労働局   |
| ○ <a href="#">中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金(原油価格・物価高騰等影響枠)【更新】</a> | 8  | 北海道      |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(1/3)【更新】</a>  | 9  | 北海道      |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(2/3)【更新】</a>  | 10 | 北海道      |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(3/3)【新規】</a>  | 11 | 北海道      |
| ● <a href="#">専門家派遣のご案内(中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)</a>          | 12 | 北海道      |
| ● <a href="#">水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業について</a>                   | 13 | 北海道      |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について</a>              | 14 | 北海道      |
| ● <a href="#">雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について【更新】</a>                 | 15 | 北海道      |
| ○ <a href="#">地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助金の追加募集について</a>             | 16 | 北海道      |

## 【2】販路拡大・海外展開

|                                                           |    |             |
|-----------------------------------------------------------|----|-------------|
| ● <a href="#">国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について</a> | 17 | ジェトロ北海道・北海道 |
| ● <a href="#">「新輸出大国コンソーシアム」専門家による輸出・海外展開支援</a>           | 18 | ジェトロ北海道     |
| ○ <a href="#">「中小企業等海外侵害対策支援事業」の募集について</a>                | 19 | ジェトロ北海道     |
| ● <a href="#">ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて</a>           | 20 | ジェトロ北海道     |
| ○ <a href="#">北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について</a>         | 21 | 北海道         |
| ○ <a href="#">北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について</a>                | 22 | 北海道         |
| ● <a href="#">道産食品の輸出相談窓口に関するご案内</a>                      | 23 | 北海道         |
| ● <a href="#">令和4年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について</a>            | 24 | 北海道         |

## 【3】経営支援・ものづくり

|                                                                  |    |          |
|------------------------------------------------------------------|----|----------|
| ○ <a href="#">サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金 2022)の公募を開始しました【更新】</a> | 25 | 北海道経済産業局 |
| ● <a href="#">ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口を設置しました</a>  | 26 | 北海道経済産業局 |
| ○ <a href="#">令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金の公募を開始しました【新規】</a>            | 27 | 北海道経済産業局 |
| ○ <a href="#">中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)の公募を開始しました【更新】</a>         | 28 | 北海道経済産業局 |

|                                                                     |    |              |
|---------------------------------------------------------------------|----|--------------|
| ● <a href="#">北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内</a>                            | 29 | 北海道経済産業局     |
| ● <a href="#">北海道 DX 推進協働体「道内企業の DX 戦略策定・伴走型支援事業」の支援企業募集を開始しました</a> | 30 | 北海道経済産業局     |
| ○ <a href="#">ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金の公募を開始しました【更新】</a>               | 31 | 北海道経済産業局     |
| ○ <a href="#">小規模事業者持続化補助金(一般型)の公募を開始します</a>                        | 32 | 北海道経済産業局     |
| ○ <a href="#">ものづくり 商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します</a>    | 33 | 北海道経済産業局     |
| ● <a href="#">「小規模企業者等設備貸与事業」について</a>                               | 34 | 中小企業総合支援センター |
| ● <a href="#">「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について</a>                          | 35 | 中小企業総合支援センター |
| ● <a href="#">「事業承継支援」について(中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)</a>              | 36 | 中小企業総合支援センター |
| ○ <a href="#">北海道中小企業新応援ファンド事業募集のご案内(2次募集)</a>                      | 37 | 中小企業総合支援センター |
| ● <a href="#">「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について</a>                    | 38 | 北海道          |

#### 【4】融資

|                                                          |    |     |
|----------------------------------------------------------|----|-----|
| ● <a href="#">水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内</a>       | 39 | 北海道 |
| ● <a href="#">新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【1】に掲載</a> | 9  | 北海道 |
| ● <a href="#">勤労者福祉資金のご案内</a>                            | 40 | 北海道 |

#### 【5】雇用の確保

|                                                                  |    |        |
|------------------------------------------------------------------|----|--------|
| ○ <a href="#">高年齢労働者処遇改善促進助成金について</a>                            | 41 | 北海道労働局 |
| ○ <a href="#">人材確保等支援助成金について</a>                                 | 42 | 北海道労働局 |
| ○ <a href="#">キャリアアップ助成金について</a>                                 | 43 | 北海道労働局 |
| ○ <a href="#">人材開発支援助成金について</a>                                  | 45 | 北海道労働局 |
| ○ <a href="#">道外人材確保緊急支援事業「今こそサマチャレ北海道」【新規】</a>                  | 47 | 北海道    |
| ● <a href="#">【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】</a>                   | 48 | 北海道    |
| ● <a href="#">「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内【更新】</a>                        | 49 | 北海道    |
| ● <a href="#">労働相談窓口のご案内【更新】</a>                                 | 50 | 北海道    |
| ○ <a href="#">地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内</a> | 51 | 北海道    |
| ○ <a href="#">北海道 異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」</a>                 | 52 | 北海道    |
| ○ <a href="#">北海道 海外人材待機費用緊急補助金</a>                              | 53 | 北海道    |
| ● <a href="#">北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください</a>                     | 54 | 北海道    |
| ● <a href="#">北海道短期おしごと情報サイト</a>                                 | 55 | 北海道    |

#### 【6】人材育成

|                                                                       |    |             |
|-----------------------------------------------------------------------|----|-------------|
| ● <a href="#">人材定着支援セミナーをオンデマンド配信します</a>                              | 56 | 北海道経済産業局    |
| ● <a href="#">中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内【更新】</a>                           | 57 | 中小企業大学校旭川校  |
| ● <a href="#">技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】</a>                             | 59 | ポリテクセンター北海道 |
| ● <a href="#">「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】</a>                                 | 60 | ポリテクセンター北海道 |
| ● <a href="#">能力開発セミナー(9～11月開講予定)のご案内【更新】</a>                         | 61 | 北海道         |
| ● <a href="#">中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導</a>                    | 62 | 北海道         |
| ● <a href="#">公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへのものづくりマイスター派遣実技指導</a> | 63 | 北海道         |

#### 【7】各種相談

|                                                 |    |     |
|-------------------------------------------------|----|-----|
| ● <a href="#">道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載</a>      | 23 | 北海道 |
| ● <a href="#">労働相談窓口のご案内【5】に掲載</a>              | 49 | 北海道 |
| ● <a href="#">北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて</a> | 64 | 北海道 |

#### 【8】イベント・セミナー

- [中小企業の DX を推進するデジタル人材活用セミナーを開催します【新規】](#) .....65 北海道経済産業局
- [宇宙ビジネス参入促進オンラインセミナーの配信を開始します](#) .....66 北海道経済産業局
- [特別支援学校企業向け見学会のご案内](#) .....67 北海道

## 【9】その他

- [令和4年度北国の省エネ・新エネ大賞を募集します【新規】](#) .....68 北海道経済産業局
- [地域経済分析システムを活用した地方創生☆制作アイデアコンテスト 2022 を開催【新規】](#) .....69 北海道経済産業局
- [企業説明会を開催します～正社員を目指そう～【新規】](#) .....70 北海道経済産業局
- [令和4年度過疎地における SS の承継・整備地形等に係る各種補助事業の公募を開始しました【更新】](#) .....71 北海道経済産業局
- [北海道の最低賃金のお知らせ](#) .....72 北海道労働局
- [「次世代自動車情報サイト」のご紹介](#) .....73 北海道
- [省エネルギー・新エネルギー関連補助事業を公募します【新規】](#) .....74 北海道

## 新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

詳細は以下を御覧ください。

【URL】

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/01\\_gaitame/coronavirus.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html)

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail:[hokkaido-kokusai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-kokusai@meti.go.jp)

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として  
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階

受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575～2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:[bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp)

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

**新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を  
パンフレットにまとめました**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail:[hokkaido-somu@meti.go.jp](mailto:hokkaido-somu@meti.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

### ◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

### 民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 2.8 億円の信用保証を可能としています。また、中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための信用保証制度を実施しています。

### 政府系金融機関による融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等と特別利子補給制度を併せて活用いただくことで、実質的な無利子・無担保の融資を実施しているほか、セーフティネット貸付の要件緩和を行っています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
TEL:011-709-2311(内線 2562)



## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

### ●概要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

### ●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

### ●特例の内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、この特例措置を令和4年9月30日まで延長する予定です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)を対象としております。
- ② 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の減少を対象としました。業況特例(特に業況が厳しい全国の事業主)の対象となる事業主は、3ヶ月間30%以上の減少としております。(一定の要件あり)
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めました。
- ④ 助成率について、中小企業については、4/5へ、大企業については、2/3へ引き上げております。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、9/10へ、大企業については、3/4へ引き上げております。(一定の要件あり)※特に業況が厳しい事業主の方(業況特例)や、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主の方(地域特例)については、中小企業及び大企業ともに、4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)になります。(一定の要件あり)
- ⑤ 雇用調整助成金の上限額については、令和3年5月1日から「13,500円」になっておりますが、令和4年1月から「11,000円」に、3月からは「9,000円」となっております。特に業況が厳しい事業主の方や、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域において知事による要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主の方については、中小企業及び大企業ともに、「15,000円」になります。(一定の要件あり)

### ●業況特例について

※業況特例については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主が対象となっておりますが、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認します。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認します。

### ●緊急対応期間の延長

※支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に申請する必要がありますので、ご注意願います。

※令和4年10月以降の対応につきましては、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断される予定です。

### ●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



## トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）のご案内 (北海道労働局)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者を一定期間試行雇用する事業主に対して助成する制度です。

### ●主な受給要件

本助成金は次の1の対象労働者を2の条件で雇い入れた場合に受給することができます。

#### 1 対象労働者

次の①から②のいずれにも該当する者であること。

##### ① 次のアからイまでのいずれにも該当する者であること

ア 紹介日において、離職している者

イ 紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

##### ② ハローワーク等の職業紹介の日において、次のいずれにも該当しない者であること

- ・ 職業に就いている者
- ・ 自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者
- ・ 学校に在籍している者
- ・ トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

#### 2 雇い入れの条件

- ① ハローワーク等から新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る紹介を受けるより前にハローワーク等に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を提出していること
- ② ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- ③ 原則3か月の新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアル雇用をすること
- ④ 1週間の所定労働時間が、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの場合は30時間以上、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は20時間以上30時間未満であること。

### ●助成金の支給額

増額の場合も、通常の場合も、支給期間は最大3か月です。

求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

|                     | 新型コロナウイルス感染症対応<br>トライアルコース※ <sup>1</sup> | 新型コロナウイルス感染症対応<br>短時間トライアルコース※ <sup>2</sup> |
|---------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 増額要件を満たした場合の支給額（月額） | 最大5万円                                    | 最大3.12万円                                    |
| 通常の場合の支給額（月額）       | 最大4万円                                    | 最大2.5万円                                     |

#### 【増額要件】

- ・ 令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない、かつ従業員を解雇等していないこと。
- ・ 令和2年1月24日以降、従業員が休業支援金を受給していないこと。

※1 求職者が常用雇用（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合。

※2 求職者が常用雇用（短時間労働）（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用）を希望する場合。

### ●問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-738-1056

### ●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/newpage\\_16286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html)

## 産業雇用安定助成金のご案内

(北海道労働局)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

### ●主な受給要件

#### 1 助成金の対象となる「出向」

(1)対象:雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象

(2)前提:雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提

#### 2 対象となる事業主

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)

(2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

### ●助成金の支給額

助成率・助成額

#### ○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

出向元が労働者の解雇などを行っていない場合

中小企業 9/10 中小企業以外 3/4

出向元が労働者の解雇などを行っている場合

中小企業 4/5 中小企業以外 2/3

※独立性が認められない事業主間で出向の場合

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

上限額(出向元・先の計) 12,000 円/日

#### ○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

出向元と出向先に

助成額 各 10 万円/1 人当たり(定額)

加算額(注) 各 5 万円/1 人当たり(定額)

注 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

### ●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室 (雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

## 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金（原油価格・物価高騰等影響枠）【更新】

（北海道）

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰等に伴う更なる経済環境の変化に対応するため、変革にチャレンジする道内の中小企業者等が行う、新分野展開や新商品開発、原材料コスト抑制等の取組、各種販売促進の取組など、新たな取組に係る経費の一部を補助します。

### 対象者

中小企業者※1（フリーランス※2含む）及びNPO法人※3

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの
- ※2 自身の収入を証明できるもの
- ※3 道内に主たる事務所を有するもの

### 売上要件

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して**10%（付加価値額の場合は15%）以上減少**していること。

### 対象となる取組

- ① 新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組や、原材料コスト抑制等の取組（経営改善枠）
- ② 販路開拓や販促活動などの取組（販売促進枠）

### 申請区分・補助額・補助率等

下記申請区分のうち、いずれかを選択し申請

| 区 分  | 経営改善枠                                                                                                                                                                                    | 販売促進枠                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新分野展開、事業転換、業種転換</li> <li>・新商品の開発または生産</li> <li>・新役務の開発または生産</li> <li>・商品の新たな生産または販売の方式</li> <li>・役務の新たな提供方式の導入</li> <li>・原材料コスト抑制等の取組</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販路開拓等の取組</li> <li>・販促活動の取組</li> </ul> |
| 補助金額 | 50万円～100万円<br>※デジタル技術を活用した原材料コスト抑制等に資する取組を含む場合、上限300万円                                                                                                                                   | 上限30万円                                                                        |
| 補助率  | 3／4以内                                                                                                                                                                                    | 3／4以内                                                                         |

### 公募スケジュール

**公募期間** 8月1日(月)～9月9日(金)

### 送付方法・問い合わせ先

書類送付先：〒060-8401 新事業展開・販売促進支援補助金（原油・物価高騰等）事務局  
 お問い合わせ先：中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金事務局  
 TEL：011-797-0026 9：30～17：30（平日のみ）

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(1/3)【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度概要

| 資金名      | 経済環境変化対応資金                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 経営環境変化対応貸付【認定企業】                                                                 | 経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 融資対象     | ① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等<br>② セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等                       | 次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等<br>① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)<br>② セーフティネット保証5号の認定を受け、売上高等減少率が15%以上の中小企業者等<br>③ セーフティネット保証5号の認定を受け、売上高等減少率が15%未満のものは、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している中小企業者等<br>④ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している中小企業者等<br>⑤ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している中小企業者等 |
| 資金使途     | 運転資金 又は 設備資金                                                                     | 運転資金 又は 設備資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 融資金額     | 2億円以内                                                                            | 6,000 万円以内(左記2億円の内数)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 融資期間     | 10 年以内(うち据置 3 年以内)                                                               | 10 年以内(うち据置 5 年以内)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 融資利率     | 【固定】1.0% (融資期間 5 年以内の場合)<br>1.2% (融資期間 10 年以内の場合)<br>【変動】1.0% (融資期間 3 年超の場合に選択可) | 【固定】1.0% (融資期間 5 年以内の場合)<br>1.2% (融資期間 10 年以内の場合)<br>【変動】1.0% (融資期間 3 年超の場合に選択可)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 担保及び償還方法 | 取扱金融機関の定める方法によります                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 信用保証     | すべて信用保証協会の保証付きとなります。                                                             | すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 取扱期間     | 中小企業信用保険法の指定の期間内                                                                 | 令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/ninteikigyokorona-yyushi.html>

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/ninteikigyokorona-yyushi2.html>(伴走支援型)

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(2/3)【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度概要

| 資金名      | ライフステージ対応資金                                                                                                        | 経済環境変化対応資金                                                                                                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 企業体質強化貸付(資本性ローン協調)                                                                                                 | コロナ克服サポート貸付                                                                                                                                                                                                   |
| 融資対象     | 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等 | 北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証(※)」の対象となる中小企業者等<br>(※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。<br>＜コロナ克服に向けた取組例＞<br>飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し など |
| 資金使途     | 運転資金 又は 設備資金                                                                                                       | 運転資金 又は 設備資金                                                                                                                                                                                                  |
| 融資金額     | 4億円以内                                                                                                              | 1億円以内                                                                                                                                                                                                         |
| 融資期間     | 15年以内(うち据置5年以内)                                                                                                    | 10年以内(うち据置1年以内)                                                                                                                                                                                               |
| 融資利率     | 金融機関所定の利率                                                                                                          | 【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合)<br>1.2% (融資期間10年以内の場合)<br>【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)                                                                                                                                    |
| 担保及び償還方法 | 取扱金融機関の定める方法によります                                                                                                  | 取扱金融機関の定める方法によります                                                                                                                                                                                             |
| 信用保証     | すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。                                                   | すべて北海道信用保証協会の保証付き(コロナ克服サポート保証)となります。                                                                                                                                                                          |
| 取扱期間     | 令和5年(2023年)3月31日まで                                                                                                 | 令和5年(2023年)3月31日まで                                                                                                                                                                                            |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/shihonseironkyouchou.html>(企業体質強化貸付)

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/107893.html>(コロナ克服サポート貸付)

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について記載しております。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(3/3)【新規】

(北海道)

◆申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業(従来型、伴走支援型)、企業体質強化貸付(資本性ローン協調)、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分  
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合)
- 見積書又は契約書(必要に応じ提出)
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

(注)金融機関及び保証協会において、融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

◆取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載した Web ページを開設しました。

Web ページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>



## 専門家派遣のご案内

### (中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

事業再構築、資金繰り、助成金・給付金、事業承継など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

## ◆事業概要等

### 概要

#### 【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに対して、それぞれの経営課題に応じた専門家を複数回派遣します。

#### 【派遣内容】

事業再構築、資金繰りや返済計画、雇用継続、助成金・給付金、事業承継などに関するアドバイスをを行います。

#### 【派遣専門家】

中小企業診断士を中心として、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。ご要望があればオンラインでの対応も可能です。

### 申込方法

以下の方法で申込みください。ご相談内容を確認後、担当者から折り返しご連絡します。

#### ①Web申込み

下記ホームページ内のウェブフォームからお申込みください。

ホームページURL：<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

又は、スマートフォン等で下記QRコードを読み取ってアクセスすることもできます。



#### ②FAX申込み

011-231-1388

※申込書は①のホームページからダウンロードできます。

#### ③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

専門家常駐受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

## ◆専門家派遣に関する専用窓口

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。



## 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業について

(北海道)

道では、不良による影響に加え、コロナ禍の長期化により、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

## ◆事業内容

## 【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

## 【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

## 【募集期間】

令和4年4月12日から令和5年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

## 【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/109069.html>

## 【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

## 【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

## ◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、加藤、浜田

|        |                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| TEL    | 011-232-2402(直通)                                          |
| FAX    | 011-232-2011                                              |
| URL    | <a href="https://www.hsc.or.jp">https://www.hsc.or.jp</a> |
| E-mail | <a href="mailto:suisan@hsc.or.jp">suisan@hsc.or.jp</a>    |

## 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

## ◆ワンストップ窓口

| お住まいの地域        | 連絡先          | 設置場所              |
|----------------|--------------|-------------------|
| 石狩管内にお住まいの方    | 011-204-5827 | 石狩振興局商工労働観光課      |
| 空知管内にお住まいの方    | 0126-20-0061 | 空知総合振興局商工労働観光課    |
| 後志管内にお住まいの方    | 0136-23-1362 | 後志総合振興局商工労働観光課    |
| 胆振管内にお住まいの方    | 0143-24-9589 | 胆振総合振興局商工労働観光課    |
| 日高管内にお住まいの方    | 0146-22-9281 | 日高振興局商工労働観光課      |
| 渡島管内にお住まいの方    | 0138-47-9459 | 渡島総合振興局商工労働観光課    |
| 檜山管内にお住まいの方    | 0139-52-6641 | 檜山振興局商工労働観光課      |
| 上川管内にお住まいの方    | 0166-46-5940 | 上川総合振興局商工労働観光課    |
| 留萌管内にお住まいの方    | 0164-42-8440 | 留萌振興局商工労働観光課      |
| 宗谷管内にお住まいの方    | 0162-33-2528 | 宗谷総合振興局商工労働観光課    |
| オホーツク管内にお住まいの方 | 0152-41-0636 | オホーツク総合振興局商工労働観光課 |
| 十勝管内にお住まいの方    | 0155-27-8537 | 十勝総合振興局商工労働観光課    |
| 釧路管内にお住まいの方    | 0154-43-9181 | 釧路総合振興局商工労働観光課    |
| 根室管内にお住まいの方    | 0153-24-5619 | 根室振興局商工労働観光課      |

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

## ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

## ◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

## 雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について【更新】

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをし、事業者の申請をサポートしています。

## ◆サポート窓口

| 設置場所                        | 住 所                                 | 連 絡 先                        |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 本庁経済部雇用労政課<br>(主に札幌圏の方向け)   | 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階              | 011-204-5353<br>011-204-5354 |
| 石狩振興局商工労働観光課                | 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館              | 011-204-5827                 |
| 空知総合振興局商工労働観光課              | 岩見沢市 8 条西 5 丁目                      | 0126-20-0061                 |
| 後志総合振興局商工労働観光課<br>小樽商工労働事務所 | 倶知安町北 1 条東 2 丁目<br>小樽市富岡 1 丁目 14-13 | 0136-23-1362<br>0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課              | 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588                 |
| 日高振興局商工労働観光課                | 浦河町栄丘東通 56                          | 0146-22-9281                 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課              | 函館市美原 4 丁目 6-16                     | 0138-47-9457                 |
| 檜山振興局商工労働観光課                | 江差町字陣屋町 336-3                       | 0139-52-6643                 |
| 上川総合振興局商工労働観光課              | 旭川市永山 6 条 19 丁目                     | 0166-46-5938                 |
| 留萌振興局商工労働観光課                | 留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2                 | 0164-42-8440                 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課              | 稚内市末広 4 丁目 2-27                     | 0162-33-2528                 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課           | 網走市北 7 条西 3 丁目                      | 0152-41-0635                 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課              | 帯広市東 3 条南 3 丁目                      | 0155-26-9044                 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課              | 釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号                 | 0154-43-9183                 |
| 根室振興局商工労働観光課                | 根室市常盤町 3 丁目 28 番地                   | 0153-23-6829                 |

## ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金：祝日除く)

## ◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

## 地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助金の追加募集について

(北海道)

道では、商店街振興組合や商工会等の地域団体や広域で活動する協同組合等が実施する、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開の取組を支援する事業の追加募集を行います。

### ◆事業概要

【補助対象者】(1)地域の商工団体 (参加構成員・会員が同一市町村内に所在)

(2)広域で活動する商工団体(参加構成員・会員が複数市町村に所在)

(1)(2)ともに、下記①または②のいずれかの組織であること

① 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織  
(複数の商工団体等を参加構成員とした連合会などの組織を含む)

・構成員・会員数が10者以上(申請日時点)

・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者(申請日時点)

② その他法人化されていない上記①に類する組織

・設立して1年以上経過していること(申請日時点)

・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行えること

※今年度、既に同事業の交付決定を受けた方は、対象になりません。

【補助対象事業】 補助対象者が行う、感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開の取組

≪例≫販売促進媒体(チラシ・ポスター等)作成、感染予防対策を徹底したイベント開催、  
テイクアウト・デリバリー事業実施、キャッシュレス決済導入、ECサイト構築 等

【補助内容】・補助率:3/4以内

※補助申請総額が予算額を上回る場合は、補助率を調整し交付決定します

・補助限度額:(1)地域の商工団体:100万円、(2)広域で活動する商工団体:200万円

・事業実施期間:令和4年(2022年)5月19日(木)～令和5年(2023年)2月6日(月)

※交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は、指令前着手の届出が必要です。ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です

【申請受付期間】 令和4年(2022年)7月25日(月)～ 同年 8月26日(金) ※(総合)振興局必着

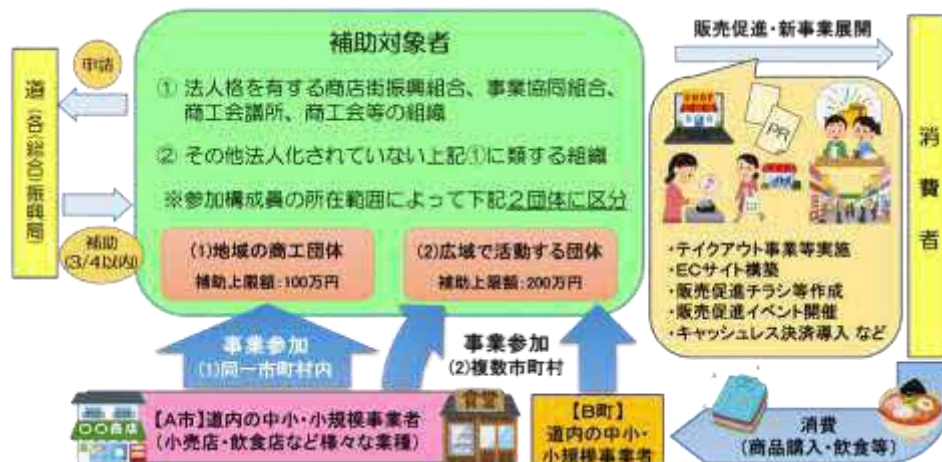
※先着順とし、予算の上限に達し次第、申請受付期間内でも受付を終了します

※国の実施する「がんばろう！商店街事業」及び「GoTo 商店街事業」の募集が再開された場合等においては、上記受付期間内でも受付を終了します

申請に必要な各種様式等は下記の道ホームページに掲載しています

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r4renkei.html>

### ◆事業のイメージ



### ◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局 中小企業課 商業振興係 (TEL:011-231-4111(内線:26-631))

各総合振興局・振興局産業振興部 商工労働観光課

## 国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について (ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

### ◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL011-261-7434

FAX011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL: <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューを Facebook やメールニュースでも発信しております>

Facebook: <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

### ◆時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

### ◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

### ◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

### ◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

### ◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道経済部 経済産業局 国際経済課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)



## 「新輸出大国コンソーシアム」専門家による輸出・海外展開支援

(ジェトロ北海道)

海外ビジネス経験豊富な専門家(パートナー)が、継続的なオンライン相談や企業訪問相談を通じて、輸出や海外展開戦略の策定支援から取引先の確保、海外販路の開拓、現地事業の立ち上げや操業支援までを一貫して支援する事業です。

海外市場に製品の輸出、また、拠点づくりなどをお考えの中堅・中小企業の皆様に海外ビジネスに精通した専門家(パートナー)が、継続的な訪問・面談や海外出張同行、商談会同席を通じて、海外事業計画の作成支援から海外販路開拓や立ち上げ、操業支援までを企業に寄り添い、一貫して支援します。



|      |                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援内容 | 海外展開計画策定から海外販路開拓、拠点の立ち上げなどを専門家が「伴走型」で支援                                                                                                                                                            |
| 対象地域 | 全世界<br>(1)記載する対象国・地域の数は一原則ひとつ。支援を希望される対象国を優先順に第二・第三対象国・地域まで記載ください。<br>(2)対象国・地域については、実際の審査の運用や専門家の制約等の事情により主要国などに事実上限定される可能性があります。例えば、EUであれば西欧主要国などが中心となる見込みです。また、主要国であっても同様の事情により対応が不可になる場合があります。 |
| 対象者  | ① 中小企業<br>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ<br>② 中堅企業<br>上記の中小企業者以外のもののうち、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であって、申込日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満もしくは常用雇用者1,000人未満の者     |
| 対象業種 | 全業種<br>※なお、対応できる適切な専門家がない場合は、本サービスでの支援以外のサービスのご案内となりますので、予めご了承下さい                                                                                                                                  |
| 参加費  | 基本無料、一部企業様に負担いただく場合があります。<br>※詳細は募集要項を確認の上、ご不明点等はジェトロに問い合わせください                                                                                                                                    |
| 募集締切 | 募集中 ※定員に達し次第、申し込みを締め切ります                                                                                                                                                                           |

### <事業概要>

<https://www.jetro.go.jp/consortium/apply/partner.html>

### <ご案内動画>

<https://www.youtube.com/watch?v=f5wgk5mzem0&feature=youtu.be>

## 「中小企業等海外侵害対策支援事業」の募集について

(ジェトロ北海道)

海外における知的財産権の問題は、事件が起きてから対応するのではなく、事前に権利を取得するなどの準備が重要です。

本事業では、海外への知的財産権の侵害調査や、係争に巻き込まれた際の係争費用、冒認商標(正当な権利を有しない他者によって商標が出願・登録されること)の取り消すための係争活動に係る費用の一部を助成します。

## ◆募集中案件の要綱等

## ＜模倣品対策支援事業＞

海外での知的財産権の侵害調査等にかかる費用の2/3を助成します。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html)

## ＜防衛型侵害対策支援事業＞

海外で知的財産権に係る係争に巻き込まれた際の係争費用の2/3を助成します。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html)

## ＜冒認商標無効・取消係争支援事業＞

海外で冒認商標を取り消すため自ら提起する係争活動に係る費用の2/3を助成します。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_trademark.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html)

## ◆公募期間

2022年5月2日(月)～2022年10月31日(月)17:00厳守

※予算内で随時採択、予算終了次第公募終了

## ◆事業実施期間

◇模倣品対策支援事業(サポート型): 契約締結日～2023年2月28日

◇模倣品対策支援事業(セルフ型): 交付決定通知後～2023年1月16日

◇防衛型侵害対策支援事業: 交付決定通知後～2023年1月16日

◇冒認商標無効・取消係争支援事業: 交付決定通知後～2023年1月16日

## ◆支援対象・上限・補助率

|                 | 支援対象                                                                                           | 主な支援業務               | 上限    | 補助率 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------|-----|
| 模倣品対策支援事業       | 海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等                                                                         | 調査、警告、摘発、及びウェブサイト削除等 | 400万円 | 2/3 |
| 防衛型侵害対策支援事業     | 海外において、不当な意図・方法で取得された又は海外での知的財産制度において無審査で取得された産業財産権に基づき、現地企業から当該権利を侵害されているとの訴え又は警告を受けている中小企業等。 | 弁理士・弁護士への訴訟前相談、及び訴訟等 | 500万円 |     |
| 冒認商標無効・取消係争支援事業 | 海外において、現地企業等に不当な意図・方法で商標権を出願又は権利化された中小企業等                                                      | 異議申立、無効審判請求、取消審判請求等  | 500万円 |     |

## ◆お問い合わせ先

イノベーション・知的財産部知的財産課 山内、川西、宮平

電話番号: 03-3582-5198

E-mail: [SHINGAI@jetro.go.jp](mailto:SHINGAI@jetro.go.jp)



## ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて

(ジェトロ北海道)

ジェトロ北海道では、「デジタルを活用したジェトロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

### <JAPAN STREET(海外バイヤー向けオンラインカタログサイト)>

JAPAN STREET 事業は、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェトロ経由で見積や商談(オンライン含む)の依頼が届きます。

|        |                                                                                                                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容   | ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト<br>※事業者の皆さまはページをご覧いただくことはできません                                                                                               |
| 対象者    | 日本企業及び海外進出日系企業<br>※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること                                                                           |
| 対象品目   | 食品(生鮮品、加工食品、飲料等)、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、医療機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、コンテンツ(映像・音楽・ゲーム・ライセンスビジネス) |
| 参加費    | 無料                                                                                                                                                     |
| 対象国・地域 | ジェトロがネットワークを有する国・地域(予定)                                                                                                                                |
| 募集締切   | 2023年3月31日12時00分                                                                                                                                       |

#### ◆JAPAN STREET 事業ホームページ

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

### <JAPAN MALL(海外におけるEC販売プロジェクト)>

JAPAN MALL 事業は世界 60 以上の連携先 EC バイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品のプロモーションを連携先とジェトロが実施します。

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 事業内容 | 海外 EC 事業者の EC サイトおよび一部店頭等での日本製品の販売<br>(商品により販売チャネルは限定される場合があります。) |
| 対象者  | 日本企業及び海外進出日系企業                                                    |
| 対象製品 | 食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨 等                                              |
| 登録費用 | 無料(別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります)                                     |
| 募集締切 | 2023年3月頃                                                          |

#### ◆JAPAN MALL 事業ホームページ

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_mall/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/)

## 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々と、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光 PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

### ◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

### ◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

### ◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の 15% です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。  
(毎週水～火曜の 7 日間が開催基本期間です。有楽町店については、7 日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台 1～2 台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

### ◆募集期間

| 開催期間<br>募集期間                   | 第1四半期<br>(4～6 月) | 第2四半期<br>(7～9 月) | 第3四半期<br>(10～12 月) | 第4四半期<br>(1～3 月) |
|--------------------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 有楽町店、札幌店<br>羽田空港店、<br>あべのハルカス店 | 12/10～1/10       | 3/10～4/10        | 6/10～7/10          | 9/10～10/10       |

札幌店については、

- ・令和 4 年度第 2 四半期のマーケティングサポート催事は 9/20 まで開催できます。
- ・令和 4 年度第 3 四半期のマーケティングサポート催事は休止します。
- ・令和 4 年度第 4 四半期のマーケティングサポート催事は 2/1 から開催できるようになる予定です。  
(令和 4 年度第 4 四半期の受付期間は他店舗同様、通常どおりです。)

※スケジュールが変更になる場合があります。

### ◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

## 北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3ヶ月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

### ◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
  - (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)
- ※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったものののみ申し込みができます。

### ◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ①道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ②自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

### ◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

### ◆募集期間

| テスト販売期間 | 第1四半期<br>(4～6月) | 第2四半期<br>(7～9月) | 第3四半期<br>(10～12月) | 第4四半期<br>(1～3月) |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 募 集 期 間 | 1/4～2/20        | 4/1～5/20        | 7/1～8/20          | 10/1～11/20      |

札幌店については、

- ・令和4年度第2四半期テスト販売は販売期間が9/25までとなります。
  - ・令和4年度第2四半期テスト販売品のうち、さらに3ヶ月間、テスト販売を継続することとなった商品は、令和5年度第1四半期に継続販売を行います。
  - ・令和4年度第3四半期、第4四半期はテスト販売を休止します。
  - ・令和5年度第1四半期分から受付再開予定です。
- ※スケジュールが変更になる場合があります。

### ◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 [https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

## 令和4年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について（北海道）

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関（教育・警察含む。）での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

令和4年度についても、次のとおり募集を行っています。

### ◆対象者

次のいずれかに該当し、道内で新商品を生産又は新役務を提供する方々。

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- 4 道内の事業協同組合等

### ◆募集期間

令和4年(2022年)7月11日(月) ～ 令和4年(2022年)8月31日(水)

### ◆応募方法

認定を受けるには、「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
  - 1 定款(個人の場合は住民票)
  - 2 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
  - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
  - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

#### 【申請書等提出先】

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/top\\_page.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/top_page.html)

### ◆お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

### ◆認定後の支援

表彰企業プレミアムパッケージ事業（認定後の支援）

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.html>)

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など



## サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2022）の公募を開始しました【更新】 （北海道経済産業局）

（一社）サービスデザイン推進協議会（事業事務局）では、中小企業・小規模事業者等が生産性向上のための IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助する IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2022）の公募を開始しました。

令和元年度補正予算で実施する従来の「通常枠（A・B 類型）」に加えて、令和 3 年度補正予算で実施する「デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型・複数社連携 IT 導入類型）」を設けました。

また、令和元年度補正予算（令和 4 年度繰越）で実施する「セキュリティ対策推進枠」を設けました。

### ◆事業概要

#### 通常枠（A・B 類型）

製品・サービスの生産・提供などの事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、自社の強み・弱みを認識、分析し、プロセスの改善と効率化を図る方策として、当該 IT ツールの導入費用の一部を支援するものです。

#### デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともに、インボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、通常枠（A・B 類型）よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

#### デジタル化基盤導入枠（複数社連携 IT 導入類型）

サプライチェーンや商業集積地の複数の中小企業・小規模事業者等が連携して IT ツールを導入することにより、面的なデジタル化、DX 化の実現や、生産性の向上を図る取組に対して、通常枠（A・B 類型）よりも補助率を引き上げて支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。

#### セキュリティ対策推進枠

国際情勢の緊張などによりサイバー攻撃被害の潜在リスクが高まっていることを踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等においてサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスク低減を支援するものです。

### ◆公募要領等

公募要領等詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.it-hojo.jp/>

### ◆申請方法

申請書類の提出は、申請マイページ（事務局ウェブサイト）上でのみ受け付けます。

※申請にあたっては、Gビズ ID プライムアカウントの取得が必要です。審査におおむね 2 週間程度要しますので、余裕をもって準備願います。

【URL】<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### ◆問い合わせ先

（一社）サービスデザイン推進協議会 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル：0570-666-424 ※通話料がかかります

IP 電話：042-303-9749

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）



**ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの  
特別相談窓口を設置しました**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を拡充し、「ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口」としました。

**◆ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課  
受付時間:8:30～17:15(土・日・祝日を除く)  
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階  
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575～2576  
011-709-1783(直通)  
FAX:011-709-2566  
E-mail:[bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp)

**◆相談窓口一覧**

本相談窓口は、当局のほか、北海道内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構北海道本部及び全国商店街振興組合連合会にも設置されています。

一覧は以下をご覧ください。

【URL】[https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude\\_oil/list.pdf](https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude_oil/list.pdf)

**令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金の公募を開始しました【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、廃業・再チャレンジを行おうとする中小企業者等を後押しするための事業承継・引継ぎ補助金の公募を開始しました。

◆**公募概要**

**経営革新**

事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等(事業再構築、設備投資、販路開拓、経営統合作業(PMI)等)への挑戦に要する費用を補助

【対象者】事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

【対象経費】設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等

【補助率・補助上限額】補助率:2/3 ※補助額の内400万円超～600万円の部分の補助率は1/2  
上限額:600万円

**専門家活用**

M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助

【対象者】M&Aにより経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)

【対象経費】M&A支援業者に支払う手数料※、デューデリジェンスにかかる専門家費用、セカンドオピニオン 等  
※M&A支援機関登録制度に登録されたファイナンシャルアドバイザー(FA)またはM&A仲介業者によるFAまたはM&A仲介費用に限る

M&A支援機関登録制度については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://ma-shienkikan.go.jp/>

【補助率・補助上限額】補助率:2/3、上限額:600万円

**廃業・再チャレンジ**

再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助

【対象者】既存の事業を廃業し、新たな取り組みにチャレンジする予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

※再チャレンジの主体は、法人の場合は株主、個人事業主の場合は個人事業主本人となります。

【対象経費】廃業支援費、在庫廃棄費、解体費 等

【補助率・補助上限額】補助率:2/3、上限額:150万円

◆**公募要領等**

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jsh.go.jp/r3h/>

◆**申請・問い合わせ先**

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金事務局

受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日を除く)

【経営革新】TEL:050-3615-9053

【専門家活用/廃業・再チャレンジ】TEL:050-3615-9043

## 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の公募を開始しました【更新】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する事業再構築補助金の公募を開始しました。

### ◆制度概要・事業再構築指針

#### 対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指し、要件をすべて満たす企業・団体等。

要件、事業制度の概要及び事業再構築指針等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)

### ◆公募要領等

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyou-saikouchiku.go.jp/>

### ◆公募スケジュール

公募スケジュールの詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20210204/index.htm>

### ◆申請方法

事務局ウェブサイトからの電子申請のみとなり、GビズID プライム※の取得が必要です。

取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID 運用センター」へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、余裕をもって準備願います。

※本補助金の応募申請に限っては、早期の発行が可能な「暫定 G ビズ ID プライムアカウント」の付与によって応募が可能です。暫定プライムアカウントの発行方法・留意点は、以下の事務局ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyou-saikouchiku-shinsei.jp/login.aspx?ReturnUrl=%2f>

### ◆問い合わせ先

・公募要領等に関する問い合わせ

事業再構築補助金事務局 コールセンター

ナビダイヤル：0570-012-088

IP 電話用：03-4216-4080

受付時間 9:00～18:00（日祝日を除く）

よくある質問は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyou-saikouchiku.go.jp/faq.php>

・電子申請システムの利用方法に関する問い合わせ

事業再構築補助金事務局 システムサポートセンター

TEL：050-8881-6942

受付時間：9:00～18:00（土日祝日を除く）

## 北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の収益力改善や事業再生、再チャレンジなど幅広い経営課題に対応するため、北海道中小企業活性化協議会を設置しています。

財務的安定のための収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の皆様からの相談をお受けしていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

### ◆概要

北海道中小企業活性化協議会は、中小企業・小規模事業者の財務的安定のための収益力改善をはじめ、借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の経営再建に向けた取組を支援する、国が設置する公正中立な機関です。また、国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

### ◆事業内容

#### 1. 中小企業活性化協議会事業

中小企業活性化協議会の専門家が相談を受け、中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応。相談は、原則無料。

##### (1) 収益力改善支援事業

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題や問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を実施。

##### (2) 事業再生支援

金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、借入条件の変更支援や事業再生支援を実施。

##### (3) 再チャレンジ支援・保証債務整理への支援

「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士の紹介を実施。また、企業の債務整理によって保証債務の整理が必要になった場合には、経営者や保証人に対し、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理について支援。

#### 2. 経営改善計画策定支援事業

国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援する事業。

##### (1) 早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展事業)

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営を改善するため、早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円まで)を支援。

##### (2) 経営改善計画策定支援事業

金融機関への返済条件等を変更し、資金繰りを安定させながら経営を改善するため、経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円まで)を支援。

北海道中小企業活性化協議会ホームページ

【URL】<https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/>

### ◆問い合わせ先

北海道中小企業活性化協議会

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階

TEL:011-222-2829(中小企業活性化協議会事業)

011-232-0217(経営改善計画策定支援事業)

FAX:011-222-6162

E-mail:[sien15218@bz01.plala.or.jp](mailto:sien15218@bz01.plala.or.jp)

## 北海道 DX 推進協働体「道内企業の DX 戦略策定・伴走型支援事業」の支援企業の募集を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、(公財)北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)とともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する組織として、北海道 DX 推進協働体を立ち上げました。

本協働体事業の一環として、道内企業の DX 戦略策定を伴走支援する支援企業の募集を開始しました。

### ◆概要

支援対象企業 15 社程度

道内に本社を有する企業であって、DX の取組を検討・推進している企業

支援内容

- ・協働体参画機関から、デジタルや経営面等の専門家を招集。関係機関も交えて数名による支援チームを編成
- ・原則 3 回の訪問により、経営者をはじめ、デジタル部門、事業部門等のキーパーソンと対話を重ね、企業自らが DX に関する課題分析・戦略策定を主体的に実施することを促す(自己変革・成長)

支援企業の要件等

- ・支援を受けるためには、DX 推進指標による自己診断を(独)情報処理推進機構に提出していただく必要があります。
  - ・申込を受け付けた企業に対して、事務局であるノーステック財団が当該企業の DX に関連した取組状況や推進の意向等についてヒアリングを実施します。
  - ・その結果に基づき、協働体の運営ワーキンググループで協議のうえ、本事業により支援を行う企業を決定します。
- なお、本事業に参画する機関が提供する他の支援メニューの活用を紹介する場合があります。

※その他詳細に関しては以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20220627\\_3/](https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20220627_3/)

### ◆申込方法

以下のウェブサイトの申し込みフォームから申込みください。

【URL】<https://dx-support.noastec.jp/>

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

TEL:011-709-2311(内線 2566)

E-mail:[hokkaido-seizojoho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-seizojoho@meti.go.jp)

## 令和4年度 ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金の公募を開始しました【更新】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、複数の中小企業・小規模事業者等の連携により、新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト、新分野展開、業種転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトの経費の一部を支援する補助金の公募を開始しました。

本補助金は、1 連携体につき 1 億円を上限に最大 2 年間の支援ですが、事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者がいる場合、1 連携体の補助上限額を 1.5 億円に引き上げて支援します。

### ◆事業概要

#### 【対象者】

中小企業・小規模事業者等が 2 者以上の連携体を構成する必要があります。

なお、大企業、大学、研究機関等を連携体を含むことはできますが、補助対象者に該当しない者又は該当しなくなった者は補助金の交付を受けることはできません。

#### 【対象事業】

複数の中小企業等が連携して、新たな付加価値の創造や生産性向上を図るもの、新分野展開、業種転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むもの。

#### 【補助上限額】

連携体としての補助上限額: 1 連携体につき、1 億円

※事業再構築指針の要件を満たす事業計画に取り組む事業者がいる場合、1 連携体の補助上限額は 1.5 億円

単年度事業: 1,500～2,500 万円／者(従業員規模により異なります。)

※ただし、1 構成員あたりの補助上限額は、5,000 万円または連携体全体の補助上限額の 3/4 以内のいずれか低い方の金額となります。

複数年度事業: 8,000 万円／者

#### 【補助率】

中小企業者等: 1/2 以内

小規模企業者・小規模事業者: 2/3 以内

### ◆公募要領

公募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.teitanso.or.jp/monohojo/document/>

### ◆公募期間

公募期間等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.teitanso.or.jp/monohojo/>

### ◆申請・問い合わせ先

令和4年度ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金事務局

TEL: 03-5213-4058

受付時間: 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日除く)

E-mail: [mono-jigyo-saikochiku2022@nttdata-strategy.com](mailto:mono-jigyo-saikochiku2022@nttdata-strategy.com)



## 令和元年度補正予算・令和3年度補正予算 小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します

（北海道経済産業局）

全国商工会連合会では、小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助する、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します。

### ◆概要

#### 通常枠

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

【補助率】2／3 【補助上限額】50 万円

#### 賃金引上げ枠

【申請要件】事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30 円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30 円以上）とした事業者

【補助率】2／3（赤字事業者は 3／4）【補助上限額】200 万円

#### 卒業枠

【申請要件】常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者

【補助率】2／3 【補助上限額】200 万円

#### 後継者支援枠

【申請要件】将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園※のファイナリストになった事業者

【補助率】2／3 【補助上限額】200 万円

※全国各地の中小企業の後継者・後継者候補（アトツギ）が、新規事業アイデアを競うピッチイベントです。

#### 創業枠

【申請要件】産業競争力強化法に基づく認定市区町村や、認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去 3 か年の間に受け、かつ、過去 3 か年の間に開業した事業者

【補助率】2／3 【補助上限額】200 万円

#### インボイス枠

【申請要件】2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者

【補助率】2／3 【補助上限額】100 万円

### ◆公募スケジュール

通年で複数回の公募を行い、各回において審査・採択を行います。

公募スケジュールは、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20220325/index.htm>

### ◆公募要領等

公募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<商工会地区の方>【URL】[https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

<商工会議所地区の方>【URL】<https://r3.jizokukahojokin.info/>

### ◆問い合わせ先

<北海道内の商工会地区の方：北海道商工会連合会>

TEL:011-251-0102 受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

<商工会議所地区の方：商工会議所地区 補助金事務局>

TEL:03-6632-1502 受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型・グローバル展開型）**

**の公募を開始します（令和元年度補正・令和3年度補正）【更新】**

（北海道経済産業局）

全国中小企業団体中央会は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する、ものづくり補助金の公募を開始しました。

なお、一般型では、通常枠とは別に、補助率や補助上限額を優遇した「回復型賃上げ・雇用拡大枠」、「デジタル枠」、「グリーン枠」を設け、積極的に支援します。

◆**募集内容**

**対象者**

中小企業者、特定事業者の一部および一定要件を満たす特定非営利活動法人

**補助率**

補助対象経費の2分の1又は3分の2以内

**補助上限額**

10次締切分から、一般型に「回復型賃上げ・雇用拡大枠」、「デジタル枠」、「グリーン枠」を新設しました。

【一般型】通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠：750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）

グリーン枠：1,000万円、1,500万円、2,000万円（※従業員規模により異なる）

【グローバル展開型】3,000万円

**補助要件**

以下を満たす3～5年以内の事業計画の策定および実行

- ・付加価値額 +3%以上／年
- ・給与支給総額 +1.5%以上／年
- ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

◆**公募スケジュール**

公募スケジュールは以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/schedule.html>

◆**申請・問い合わせ先**

申請は電子申請となっています。

公募要領、申請書様式等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

## 「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

|       |      |                                                                                                                                                                                                           |                                                     |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 対象企業等 |      | 1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります）<br>2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）                                                                                                          |                                                     |
| 従業員規模 |      | 従業員 50 名以下<br>なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。<br>①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下<br>②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下<br>③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない |                                                     |
| 対象設備  |      | 生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備                                                                                                                                                                                    |                                                     |
| 貸与条件  | 貸与金額 | 100 万円以上1億円以下                                                                                                                                                                                             |                                                     |
|       | 貸与期間 | 割賦                                                                                                                                                                                                        | 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）                  |
|       |      | リース                                                                                                                                                                                                       | 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年                            |
|       | 利率   | 割賦                                                                                                                                                                                                        | （損料率）年 1.8％～2.0％<br>（※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1％の引き下げが可能 |
|       |      | リース                                                                                                                                                                                                       | （月額リース料率）0.998％～2.955％                              |
|       | 償還方法 | 割賦                                                                                                                                                                                                        | 月賦又は半年賦                                             |
|       |      | リース                                                                                                                                                                                                       | 毎月払い                                                |
|       | 保証金  | 割賦                                                                                                                                                                                                        | 貸与金額の 5％                                            |
| リース   |      | なし                                                                                                                                                                                                        |                                                     |
| 連帯保証人 |      | 道内在住者 1 名（法人の場合は代表者）<br>なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。                                                                                                                           |                                                     |
| 申込受付  |      | 貸与予定額に達するまでの随時受付                                                                                                                                                                                          |                                                     |
| 申込先   |      | センター札幌本部、道内商工会・商工会議所<br>※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。                                                                                                                                   |                                                     |

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

## ◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

## 「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

### ◆ファンド概要

|        |                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称     | 北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合                                                                           |
| ファンド規模 | 5億円                                                                                                  |
| 運営者    | 北海道中小企業総合支援センター                                                                                      |
| 出資者    | <b>■有限責任組合員</b><br>北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合<br><b>■無限責任組合員</b><br>北海道中小企業総合支援センター |
| 投資対象   | 親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者※ <sup>1</sup> (法人)                                                             |
| 投資上限額  | 3,000万円                                                                                              |
| 投資内容   | 事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得                                                                                |
| 申込期間   | 2017年3月31日～2023年3月31日                                                                                |
| 存続期間   | 2017年3月31日～2033年3月31日                                                                                |

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

### ◆主な投資対象要件

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要件1 | (a)親族後の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)<br>(b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継)<br>※親族を除く。<br>※既に代表者が交代済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。                                                                                                                                        |
| 要件2 | (1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること<br>(2)後継者の意欲はあっても、株式の買収資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと<br>(3)事業承継計画の提出があること<br>(4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと<br>(5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと<br>(6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと<br>※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。 |

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/succession\\_fund/](https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/)

### ◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

## 「事業承継支援」について（中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業）

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けた中小企業・小規模企業の皆さまを対象として、各市町村・商工団体・金融機関・支援機関と連携し、個別相談対応や専門家派遣等を行い、事業承継に関する課題の解決に向けてサポートします。

次の支援メニューで道内中小・小規模企業者をサポートします！

### ◆個別相談対応

道内6地域に配置するコーディネーターが、地域の支援機関と連携して、企業訪問等により個別相談を行います。事業承継に関する課題整理や事業計画・事業承継計画の策定等を支援します。

### ◆事業承継診断

事業承継はできるだけ早い段階から準備を行っていくことが大切です。

コーディネーターによる事業承継診断を通じて、後継者の有無や事業承継の準備状況など、自社の現状や今後の方向性を確認することができます。

### ◆専門家派遣

事業承継の多岐にわたる経営課題に対して、専門的な知識・経験を有する専門家（当センターに登録する税理士・中小企業診断士等の士業者）を無料で派遣し、課題に応じた適切な助言を行います。

次のような事業承継に関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください

### ◆事業承継のご相談

- 事業承継の準備、進め方がわからない
- 経営状況・課題が見える化したい
- 事業承継に向けた経営改善を行いたい
- 事業承継計画を作成したい
- 株式や資産の譲渡はどうしたらよいか

### ◆問い合わせ先

住所：札幌市中央区北1条西2丁目2番地 経済センタービル9階

電話番号：011-232-2018

メールアドレス：[shoukei@hsc.or.jp](mailto:shoukei@hsc.or.jp)

## 「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内（２次募集）

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

（公財）北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に（公財）北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

### ◆ 募集期間

令和4年7月28日(木)～ 9月9日(金) [17 時必着]

### ◆ 問い合わせ先

（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ

TEL:011-232-2403 E-mail:[jyoseishien@hsc.or.jp](mailto:jyoseishien@hsc.or.jp)

### ◆ ホームページ

[https://www.hsc.or.jp/news/2022fund\\_2nd/](https://www.hsc.or.jp/news/2022fund_2nd/)

### ◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

| 事業名            | 対象者        | 事業概要                                                                | 助成限度額 | 助成率   |
|----------------|------------|---------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 創業促進支援事業       | 道内の創業者(※1) | 道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。                           | 100万円 | 1/2以内 |
| 地域資源活用型事業化実現事業 | 道内の中小企業者等  | 道内の地域資源(※2)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。 | 150万円 |       |
| 製品開発チャレンジ支援事業  | 道内の中小企業者等  | 本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。                   | 50万円  |       |

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は令和3年4月以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者（計画期間内の事業者に限る。）

※3「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他観光資源



## 「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について

(北海道)

ロシアによるウクライナ侵略により影響を受けている道内中小企業等向けの総合相談窓口を経済部国際経済課内に設置し、相談を受け付けております。

### ◆相談窓口

#### 【総合相談窓口の概要】

##### ○設置箇所

北海道経済部経済企画局国際経済課国際経済係

##### ○設置期間

令和4年3月2日(水)から当面の間

##### ○利用時間

8時45分から17時30分(土日祝日および12月29日から1月3日まではお休み)

##### ○電話番号

011-204-5339

## 水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度の概要

| 資金名     | 経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)                                                                                                                                                                                                           | 経営環境変化対応貸付【災害復旧】                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象    | ① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方<br>② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方 | 道が必要と認める地域内(日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内)に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている方 |
| 資金使途    | 事業資金(設備資金・運転資金)                                                                                                                                                                                                               | 運転資金                                                                                                   |
| 融資金額    | 2億円以内                                                                                                                                                                                                                         | 5,000万円以内                                                                                              |
| 融資期間    | 10年以内(据置3年以内)                                                                                                                                                                                                                 | 10年以内(据置2年以内)                                                                                          |
| 融資利率    | 【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合)<br>1.2%(融資期間10年以内の場合)<br><br>【変動】1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)                                                                                                                                             |                                                                                                        |
| 担保・償還方法 | 取扱金融機関の定めるところによります                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
| 信用保証    | 全て信用保証協会の保証付きとします<br>【保証料率】<br>一般保証適用の場合<br>経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)                                                                                                                                                         | 全て信用保証協会の保証付きとします<br>【保証料率】<br>経営状況に応じ年0.40%～年1.71%(9段階)<br>※通常の保証料率から10%割引された料率となります                  |
| 取扱期間    | 令和4年(2022年)12月31日まで                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                        |
| 取扱金融機関  | 北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会                                                                                                                                                                |                                                                                                        |

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

## ◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

## ◆制度の概要

| 区 分  | 中小企業で働く方                                                                                                                                | 非正規労働者の方                               | 季節労働者の方                                                 | 離職者の方                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象 | 中小企業に勤務する方                                                                                                                              | 非正規労働者の方<br>(有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など) | 2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 | 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方<br>① 雇用保険受給資格者<br>② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方 |
|      | ただし、以下の条件に当てはまる方                                                                                                                        |                                        | ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方<br>② 前年の総収入が 150 万円以上の方  |                                                                                                 |
|      | ③ 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方                                                                                                          |                                        |                                                         |                                                                                                 |
|      | ④ 前年の総収入が 150 万円以上の方<br>(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)                                                                                        |                                        |                                                         |                                                                                                 |
|      | ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。                                                                                                                  |                                        |                                                         |                                                                                                 |
| 資金使途 | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費                                                                                |                                        |                                                         | 医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費                                                     |
| 融資金額 | 120万円以内                                                                                                                                 |                                        |                                                         | 100万円以内                                                                                         |
| 融資期間 | 8年以内<br>(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)                                                                                         |                                        | 8年以内                                                    | 5年以内<br>(6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)                                                                   |
| 融資利率 | 年1.60%(※1)                                                                                                                              |                                        | 年0.60%                                                  |                                                                                                 |
| 償還方法 | 元利均等月賦償還及び半年賦併用可                                                                                                                        |                                        |                                                         |                                                                                                 |
| 信用保証 | 取扱金融機関の定めによります。                                                                                                                         | 北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。                  |                                                         |                                                                                                 |
| 申込先  | 取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。<br>※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 |                                        |                                                         |                                                                                                 |

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、2022 年9月末の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

### ◆主な支給要件

- ・賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して95%以上減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

### ◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

### ◆支給額

令和3年度、4年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$ )を乗じた額

令和5年度、6年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$ )を乗じた額

### ◆支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

### ◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00039.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html)

## 人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)。

**人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」及び「人事評価改善等助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。**

(コースを廃止するものではなく、来年度以降再開予定です。ただし、受付の再開時期は現時点では未定です)

- 令和4年3月31日までに整備計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降にも雇用管理制度、人事評価制度等の導入及び支給申請を行うことができます。

## 人材確保等支援助成金 (令和4年度改正)

| コースの種類                            | コース概要                                                                                                                     | 助成額                                                                                                                         |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 雇用管理制度助成コース<br>(R4年度より新規計画受付を休止)  | 事業主が雇用管理制度(「諸手当等制度」「研修制度」「健康づくり制度」「メンター制度」「短時間正社員制度(保育事業主のみ)」)を新たに導入し、実施することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成                          | 目標達成助成:57万円<br>(生産性要件を満たした場合、72万円)                                                                                          |
| 介護福祉機器助成コース                       | 介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、利用することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成                                                              | 目標達成助成:支給対象経費の合計額(税込)の20%<br>(生産性要件を満たした場合、35%)<br>※上限150万円                                                                 |
| 人事評価改善等助成コース<br>(R4年度より新規計画受付を休止) | 生産性向上のため、人事評価制度と賞金アップを含む賞金制度を整備し、実施することで、生産性向上、賞金アップ、離職率の低下を実現させた事業主に対して助成                                                | 目標達成助成:80万円<br>※生産性要件を満たすとともに、賞金アップと離職率低下を実現させた場合に支給                                                                        |
| 中小企業団体助成コース                       | 都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成                                            | 事業の実施に要した支給対象経費の2/3<br>※上限額<br>大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限1000万円<br>中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限800万円<br>小規模認定組合等(同100未満) 上限600万円 |
| 外国人労働者就業環境整備助成コース                 | 外国人特有の事情に配慮した就業環境を整備するため、「雇用管理責任者の選任」「就業規則等社内規定の多言語化」に加え、「苦情・相談体制の整備」「社内マニュアル・標準類等の多言語化」「一時帰国のための休暇制度」のいずれかの措置を実施した事業主に助成 | 実施助成<br>・生産性要件を満たしていない場合:支給対象経費の1/2<br>(上限57万円)<br>・生産性要件を満たした場合:支給対象経費の2/3<br>(上限72万円)                                     |

## ◆問い合わせ先

・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)  
TEL:011-788-9132

## ◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)
- ・外国人就業環境整備助成コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)



## キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)

| 助 成 内 容           |                                                                                       | 助 成 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                                                                                       | ※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 正社員化コース           | 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合(1人当たり)                                                        | ① 有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)<br>② 無期→正規: 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)<br>※ 有期→無期は令和4年3月31日をもって廃止<br>※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に以下の助成額を加算<br>1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)<br>※ 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合に以下の助成額を加算<br>① 1人当たり9万5,000円<12万円>(大企業も同額)<br>② 1人当たり4万7,500円<6万円>(大企業も同額)<br>※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算<br>① 1人当たり9万5,000円<12万円>(大企業も同額)<br>② 1人当たり4万7,500円<6万円>(大企業も同額)<br>※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算<br>1事業所当たり9万5,000円<12万円>(7万1,250円<9万円>) |
| 障害者正社員化コース        | 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)                                                  | 重度障害者等を<br>① 有期→正規: 120万円(90万円)<br>② 有期→無期: 60万円(45万円)<br>③ 無期→正規: 60万円(45万円)<br>上記以外の障害者を<br>④ 有期→正規: 90万円(67万5,000円)<br>⑤ 有期→無期: 45万円(33万円)<br>⑥ 無期→正規: 45万円(33万円)<br>※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 賃金規定等改定コース        | 全てまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させた場合(1人当たり)                                     | 対象労働者数が<br>1人 ~ 5人: 3万2,000円<4万円>(2万1,000円<2万6,250円>)<br>6人以上: 2万8,500円<3万6,000円>(1万9,000円<2万4,000円>)<br>※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合に以下の助成額を加算<br>1人当たり1万4,250円<1万8,000円><br>※ 中小企業において5%以上増額改定した場合に以下の助成額を加算<br>1人当たり2万3,750円<3万円><br>※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に以下の助成額を加算<br>1事業所当たり19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)                                                                                                                                                                                         |
| 賃金規定等共通化コース       | 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)                                      | 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 賞与・退職金制度導入コース     | 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)                                      | 38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)<br>※ 同時に導入した場合に以下の助成額を加算<br>16万円<19万2,000円>(12万円<14万4,000円>)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、社会保険適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施した場合(1事業所当たり) | 19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>)<br>※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算<br>2%以上 3%未満: 1万9,000円<2万4,000円>(1万4,000円<1万8,000円>)<br>3%以上 5%未満: 2万9,000円<3万6,000円>(2万2,000円<2万7,000円>)<br>5%以上 7%未満: 4万7,000円<6万円>(3万6,000円<4万5,000円>)<br>7%以上 10%未満: 6万6,000円<8万3,000円>(5万円<6万3,000円>)<br>10%以上 14%未満: 9万4,000円<11万9,000円>(7万1,000円<8万9,000円>)<br>14%以上: 13万2,000円<16万6,000円>(9万9,000円<12万5,000円>)                                                                                                                    |
| 短時間労働者労働時間延長コース   | 有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)                                          | 3時間以上延長: 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>)<br>※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります)<br>1時間以上2時間未満: 5万5,000円<7万円>(4万1,000円<5万2,000円>)<br>2時間以上3時間未満: 11万円<14万円>(8万3,000円<10万5,000円>)                                                                                                                                                                                                                                                                       |

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)  
TEL: 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)



**令和4年4月1日から  
キャリアアップ助成金の申請先が  
変更となります。**

## **雇用助成金さっぽろセンター 助成金の申請先変更のお知らせ**

事業主の皆様へのサービス向上を図るため、雇用助成金さっぽろセンター及び各ハローワークで取り扱っているキャリアアップ助成金につきまして、書類の申請先は次のとおり変更となります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**令和4年3月31日まで**

道内  
各ハローワーク



**令和4年4月1日から**

雇用助成金さっぽろ  
センター6階

札幌市北区北8条西2丁目1-1  
札幌第一合同庁舎6F

令和4年4月1日以降、キャリアアップ助成金に関する書類は、雇用助成金さっぽろセンターへ提出してください。

ただし、令和4年3月31日までにハローワークに提出した、

- ・キャリアアップ計画書
- ・キャリアアップ計画書（変更届）
- ・キャリアアップ助成金支給申請書

において、ハローワークから不足書類等の提出を求められている分については、ハローワークに提出してください。

**※ハローワーク札幌・札幌東・札幌北の管轄事業所に係る  
申請先の変更はありません。**



厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

040201

## 人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

令和4年4月1日から、

- 「**人への投資促進コース**」が創設されました（詳細は次ページをご覧ください）
- 既存のコースについて、見直しがなされました

【主な見直し内容】

| 訓練コース名    | 各コースの見直し                                                                                                     |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各コース共通    | ① 訓練機関、訓練講師要件の変更<br>② <b>「eラーニング」「通信制」による訓練を対象化</b>                                                          |
| 特定訓練コース   | ① <b>OJT 助成額の変更（定額化）</b> ② セルフ・キャリアドック制度導入による上乘せを廃止<br>③ 対象訓練の整理（特定分野認定実習併用職業訓練を認定実習併用訓練へ統廃合、グローバル人材育成訓練の廃止） |
| 特別育成訓練コース | ① <b>OJT 助成額の変更（定額化）</b> ② 対象訓練の廃止（中小企業担い手育成訓練の廃止）                                                           |

令和4年4月からの人材開発支援助成金は以下のとおりとなります

| 助成内容（※1）                 |                                                      | 助成率・助成額      注：（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率                                                                             |                                                                                                                  |
|--------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          |                                                      | 生産性要件を満たす場合（※2）                                                                                                |                                                                                                                  |
| <b>New</b><br>人への投資促進コース | ●高度デジタル人材育成訓練<br>など6メニュー                             | ※詳細につきましては、次ページをご覧ください                                                                                         |                                                                                                                  |
| 特定訓練コース                  | ●労働生産性向上訓練<br>●若年人材育成訓練<br>●熟練技能育成・承継訓練<br>●認定実習併用訓練 | ◎OFF-JT<br>経費助成：45(30)%<br>賃金助成：760(380)円（1人1時間あたり）<br>◎OJT（認定実習併用職業訓練に限る。）<br>実施助成：20万(11万)円（1人あたり）           | ◎OFF-JT<br>経費助成：60(45)%<br>賃金助成：960(480)円（1人1時間あたり）<br>◎OJT（認定実習併用職業訓練に限る。）<br>実施助成：25万(14万)円（1人あたり）             |
| 一般訓練コース                  | ●他の訓練コース以外の訓練                                        | ◎OFF-JT<br>経費助成：30%<br>賃金助成：380円（1人1時間あたり）                                                                     | ◎OFF-JT<br>経費助成：45%<br>賃金助成：480円（1人1時間あたり）                                                                       |
| 特別育成訓練コース                | ●一般職業訓練<br>●有期実習型訓練                                  | ◎OFF-JT<br>経費助成：正社員化 70%<br>非正規維持 60%<br>賃金助成：760(475)円（1人1時間あたり）<br>◎OJT（有期実習型訓練に限る。）<br>実施助成：10万(9万)円（1人あたり） | ◎OFF-JT<br>経費助成：正社員化 100%<br>非正規維持 75%<br>賃金助成：960(600)円（1人1時間あたり）<br>◎OJT（有期実習型訓練に限る。）<br>実施助成：13万(12万)円（1人あたり） |
| 教育訓練休暇等付与コース<br>※3       | ●有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が制度を利用して訓練を受けた場合に助成              | 制度導入・実施助成：30万円（定額）                                                                                             | 制度導入・実施助成：36万円（定額）                                                                                               |

※1 特定訓練コース・一般訓練コース：正社員を対象      特別育成訓練コース：有期労働者等、非正規雇用労働者を対象

※2 生産性要件を満たした場合には、通常の支給額との差額が追加で支給されます（別途、支給申請が必要となります）

※3 既存の教育訓練休暇付与コースのうち、長期教育訓練休暇等制度については「人への投資促進コース」での対応となります。

【経費助成上限額】※（ ）内は中小企業以外の上限額。なお、一般訓練コースには、企業規模による区別はありません。

|           | 100 時間未満の訓練 | 100 時間以上 200 時間未満の訓練 | 200 時間以上の訓練 |
|-----------|-------------|----------------------|-------------|
| 特定訓練コース   | 15 万円       | 30 万円                | 50 万円       |
| 特別育成訓練コース | (10 万円)     | (20 万円)              | (30 万円)     |
| 一般訓練コース   | 7 万円        | 15 万円                | 20 万円       |



## 人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
  - 12/27～1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について **国民の方からのアイデア** を募集。
  - 「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援」などを内容とする提案が寄せられた。
  - 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、**令和4年度から令和6年度までの間**、人材開発支援助成金※に新たな助成コース「**人への投資促進コース**」を設ける。
- ※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

| 訓練コース名         | 対象者・対象訓練                          |
|----------------|-----------------------------------|
| 人への投資促進コース【新規】 | 国民からの提案を踏まえて5つの助成を新設              |
| 特定訓練コース        | 正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等 |
| 一般訓練コース        | 正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等          |
| 特別育成訓練コース      | 非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等         |
| 教育訓練休暇等付与コース   | 教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等       |

※ 令和4年度から、すべての訓練コースにおいて、オンライン研修(eラーニング)による訓練を対象化

### 1. デジタル人材・高度人材の育成

#### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成  
 ※ ITSS（ITスキル標準）レベル4 若しくは3となる訓練又は大学への入学（情報工学・情報科学）

#### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する助成  
 ※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

### 2. 労働者の自発的な能力開発の促進

#### 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の賃金助成の人数制限の撤廃等）

#### 自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

### 3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

#### 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

## 助成率（額）

| 訓練メニュー     | 対象者              | 対象訓練                            | 経費助成率                |               | 賃金助成額                        |                 | OJT実施助成額       |                | 備考                                           |
|------------|------------------|---------------------------------|----------------------|---------------|------------------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------------------------------------|
|            |                  |                                 | 中小企業                 | 大企業           | 中小企業                         | 大企業             | 中小企業           | 大企業            |                                              |
| 人への投資促進コース | 高度デジタル人材訓練       | 高度デジタル訓練(ITスキル標準(ITSS)レベル3,4以上) | 75%                  | 60%           | 960円                         | 480円            | —              | —              | 資格試験(受験料)も助成対象                               |
|            | 成長分野等人材訓練        | 海外も含む大学院での訓練                    | 75%                  |               | 海外内研修<br>960円                |                 | —              |                |                                              |
|            | 情報技術分野認定実習併用職業訓練 | OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練(IT分野関連の訓練)  | 60%<br>(+15%)        | 45%<br>(+15%) | 760円<br>(+200円)              | 380円<br>(+100円) | 20万円<br>(+5万円) | 11万円<br>(+3万円) | 訓練期間6ヶ月～2年(大臣認定必要)<br>資格試験(受験料)も助成対象         |
|            | 長期教育訓練休暇等制度      | 長期教育訓練休暇制度(30日以上連続休暇取得)         | 制度導入経費20万円<br>(+4万円) |               | 1日当たり<br>6,000円<br>(+1,200円) |                 | —              |                | ・長期教育訓練休暇制度を導入済みの企業も賃金助成の対象<br>・賃金助成の人数制限を撤廃 |
|            | 自発的職業能力開発訓練      | 所定労働時間の短縮及び所定外労働免除制度            | 制度導入経費20万円<br>(+4万円) |               | —                            |                 | —              |                |                                              |
|            | 定額制訓練            | 労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練       | 30%<br>(+15%)        |               | —                            |                 | —              |                |                                              |
|            |                  | 「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)      | 45%<br>(+15%)        | 30%<br>(+15%) | —                            |                 | —              |                |                                              |

● 人材開発支援助成金の詳細については厚生労働省のHPをご覧ください。下記にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
雇用助成金さっぽろセンター 6階 TEL: 011-788-9070

## 道外人材確保緊急支援事業「今こそサマチャレ北海道」【新規】

(北海道)

宿泊や飲食など、この夏場に人手不足が深刻となる業種の北海道内の事業所において、道外在住者を短期雇用した場合に、道内事業所に10万円を、道外在住者に最大20万円(奨励金10万円+移動費実費(上限10万円))を支給します【1回限り】

## Step1

人手不足が深刻な業種の企業の  
みなさま(求人広告・事業周知)

道外在住の方を対象に求人情報誌などで募集、「道外人材確保緊急支援事業対象」など、事業周知も募集にあわせて行ってください。



## Step2

北海道で短期就労したい  
北海道外在住の方(応募・面接)

求人情報誌などの求人に応募、オンラインで面接するなどして採用決定!



## Step3

採用後、北海道で10日以上短期  
就労(奨励金等の申請)

北海道内の事業所で3週間につき10日以上就労、就労した方と事業所が関係書類とともに奨励金等を申請。

## ●北海道内事業所

対象産業(宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)に属する事業を行う常時使用する従業員の数が50人(宿泊業にあつては100人)以下の道内に本店(個人事業主は住所)若しくは主たる事務所・事業所がある法人・個人で、下記の道外在住者を対象職種で直接雇用し、短期就労させた事業所(※道外在住の方を求人する際に事業周知も必要です)

## ●北海道外在住者

住所・居所が北海道以外の方で、上記の道内事業所に直接雇用され、対象職種(商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、その他の保安職業、製品製造・加工処理、運搬の職業、清掃の職業)で短期就労した方

## ●短期就労

次の両方の条件を満たす必要があります。

- ①令和4年7月1日から令和4年9月30日までに雇用期間が4か月未満で雇用
- ②令和4年9月30日までに対象職種で、連続する3週間(21日間)の間に10日以上、かつ、60時間以上道内事業所で勤務

## 申請受付期間

令和4年7月20日 → 令和4年10月31日(消印有効)

## 注意

労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報します。この場合、支援金は支給されません。

## 申請手続き



## ◆問い合わせ先

サマチャレ北海道コールセンター TEL:050-3665-7388

受付時間:月~金(10:30~19:00)、土(10:00~17:00)

※日曜・祝日・上記時間外はメールでの受付のみ。

今こそサマチャレ



詳細は特設サイトをご覧ください



**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



**北海道ビジネスサポート・ハローワーク**

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆9月の事業所向けセミナー

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員は各6人です)

1 助成金制度活用セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ① キャリアアップ助成金セミナー           | 9/6(火) 14:00~15:30  |
| ② 人材開発支援助成金セミナー            | 9/13(火) 14:00~15:00 |
| ③ 特定求職者雇用開発・トライアル雇用助成金セミナー | 9/20(火) 14:00~15:30 |
| ④ 人材確保・業務改善・両立支援助成金セミナー    | 9/27(火) 14:00~16:00 |

2 雇用保険関係セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ① 雇用保険事務手続きセミナー | 9/15(木) 14:00~16:00 |
| ② 電子申請活用セミナー    | 9/22(木) 14:00~15:30 |
| ③ 雇用継続給付セミナー    | 9/29(木) 14:00~16:00 |

\*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善ミニセミナーとキャリアアップ・人材開発開支援助成金の概要をご案内します。(30分)

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

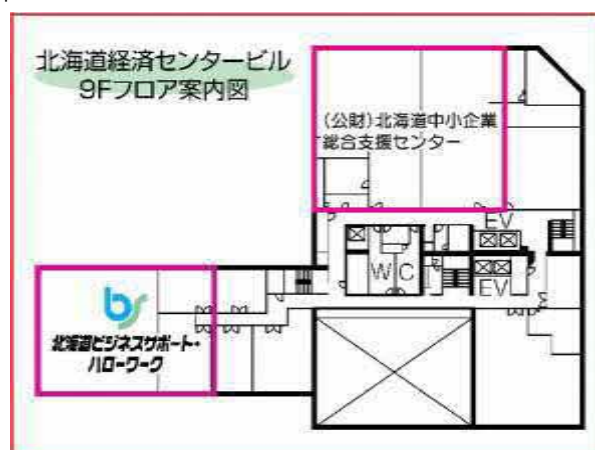
◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-235 利用料:無料



## 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内【更新】

(北海道)

道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び（総合）振興局に相談窓口を設置し、国（北海道労働局）と連携した専門家による相談・助言を行います。

## ◆支援内容

## 1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所（16ヶ所）〕

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

## 2 業 務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的（月1回程度）に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

## ◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

| 名 称               | 所 在 地                                  | 電 話 番 号      |
|-------------------|----------------------------------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課    | 068-8558 岩見沢市8条西5丁目                    | 0126-20-0061 |
| 石狩振興局商工労働観光課      | 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目                 | 011-204-5827 |
| 後志総合振興局商工労働観光課    | 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目                | 0136-23-1362 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所  | 047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号                | 0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課    | 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588 |
| 日高振興局商工労働観光課      | 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号                 | 0146-22-9282 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課    | 041-8558 函館市美原4丁目6番16号                 | 0138-47-9457 |
| 檜山振興局商工労働観光課      | 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3               | 0139-52-6643 |
| 上川総合振興局商工労働観光課    | 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号               | 0166-46-5938 |
| 留萌振興局商工労働観光課      | 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号                | 0164-42-8440 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課    | 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号                 | 0162-33-2528 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課 | 093-8585 網走市北7条西3丁目                    | 0152-41-0635 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課    | 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地                 | 0155-26-9044 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課    | 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号                 | 0154-43-9181 |
| 根室振興局商工労働観光課      | 087-8588 根室市常磐町3丁目28番地                 | 0153-23-6829 |
| 道庁雇用労政課働き方改革推進室   | 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目                 | 011-204-5354 |

## ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)



## 労働相談窓口のご案内【更新】

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

## ◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00  
<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

## ◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

| 名 称               | 所 在 地                                  | 電 話 番 号      |
|-------------------|----------------------------------------|--------------|
| 空知総合振興局商工労働観光課    | 068-8558 岩見沢市8条西5丁目                    | 0126-20-0061 |
| 石狩振興局商工労働観光課      | 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目                 | 011-204-5827 |
| 後志総合振興局商工労働観光課    | 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目                | 0136-23-1362 |
| 後志総合振興局小樽商工労働事務所  | 047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号                | 0134-22-5525 |
| 胆振総合振興局商工労働観光課    | 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>むろらん広域センタービル | 0143-24-9588 |
| 日高振興局商工労働観光課      | 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号                 | 0146-22-9282 |
| 渡島総合振興局商工労働観光課    | 041-8558 函館市美原4丁目6番16号                 | 0138-47-9457 |
| 檜山振興局商工労働観光課      | 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3               | 0139-52-6643 |
| 上川総合振興局商工労働観光課    | 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号               | 0166-46-5938 |
| 留萌振興局商工労働観光課      | 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号                | 0164-42-8440 |
| 宗谷総合振興局商工労働観光課    | 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号                 | 0162-33-2925 |
| オホーツク総合振興局商工労働観光課 | 093-8585 網走市北7条西3丁目                    | 0152-41-0635 |
| 十勝総合振興局商工労働観光課    | 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地                 | 0155-26-9048 |
| 釧路総合振興局商工労働観光課    | 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号                 | 0154-43-9181 |
| 根室振興局商工労働観光課      | 087-8588 根室市常磐町3丁目28番地                 | 0153-23-6829 |

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpenn.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

**地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）**は、国の指定する地域（同意雇用開発促進地域等）において、次の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 指定地域において、雇用を拡大すべく**事業所の新設や増改築**などの整備を行うこと。
  - ② 事業所の設置・整備、雇用拡大にあたり、**事前に計画書を作成**し、厚生労働省北海道労働局長に提出すること。
  - ③ 対象となる**労働者をハローワークを通じて3人（創業時は2人）以上**雇入れ、雇用保険の**被保険者**とすること。
- この上で、令和4年度に北海道が実施する**地域活性化雇用創造プロジェクト事業**（以下、「地プロ事業」）に参加した場合、**地域要件が道内全域**となり、地プロに係る**特例支給（基本支給+上乗せ支給）**の対象となることができます。

### 【基本支給額】

設備・整備に要した費用及び労働者の雇入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

| 設置・整備に要した費用        | 対象労働者の数     |             |             |             |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                    | 3～4人        | 5～9人        | 10～19人      | 20人以上       |
| 300万円以上1,000万円未満   | 48万円/60万円   | 76万円/96万円   | 143万円/180万円 | 285万円/360万円 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 57万円/72万円   | 95万円/120万円  | 190万円/240万円 | 380万円/480万円 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 86万円/108万円  | 143万円/180万円 | 285万円/360万円 | 570万円/720万円 |
| 5,000万円以上          | 114万円/144万円 | 190万円/240万円 | 380万円/480万円 | 760万円/960万円 |

※表中の額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額。

基本支給の対象となる地域（同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等）

【空知】夕張市、由仁町、栗山町  
 【石狩】石狩市（旧厚田郡厚田村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村  
 【後志】島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、喜茂別町、共和町、岩内町、神恵内村  
 【胆振】なし 【日高】なし  
 【渡島】函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町  
 【檜山】江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町  
 【上川】当麻町、比布町、愛別町、上川町、富良野市、南富良野町、幌加内町、占冠村  
 【留萌】羽幌町（焼尻島、天売島の区域）【宗谷】礼文町、利尻町、利尻富士町  
 【オホーツク】なし 【十勝】なし 【釧路】厚岸町（小島の区域）【根室】なし

※表中の額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額。

### 【特例支給額（上乗せ支給額）】

初回のみ上乗せ支給

**(例)50万円/人×3人  
=150万円**

※特例支給は、対象となる業種等の条件があります。  
 ※1事業所あたり20人が上乗せ支給の上限人数。

地域活性化雇用創造プロジェクト事業  
に参加すると

**道内全域に拡大**

### 地プロ協議会

事務局：北海道経済部労働政策局雇用労政課

「地域産業を支える労働力の確保」と「先端的産業分野のデジタル化推進による生産性向上」の2つのテーマを設定し、産業振興と雇用創出を一体的に実施

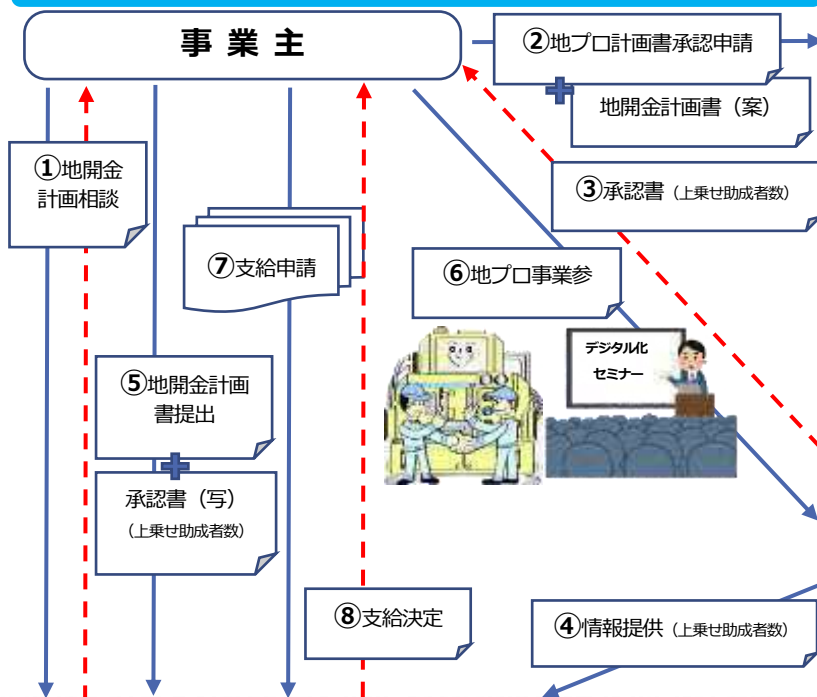
#### ○対象業種（戦略的雇用創造分野）

- ・**人手不足産業分野**  
農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業、運輸業・郵便業、建設業
- ・**先端的産業分野**  
ものづくり産業、ヘルスケア関連産業、航空機関連産業

#### ○事業の概要

- ・働き方改革推進、就業環境改善等への支援
- ・非正規労働者の**正社員転換**等に向けた専門家派遣
- ・生産性向上と人材の職場定着につながる**デジタル技術の導入**に関する相談支援・専門家派遣等
- ・ヘルスケア・航空機関連産業における**デジタル技術を活用した事業拡大**等に向けた相談支援・専門家派遣等
- ・企業見学会、デジタル技術を活用した**専門知識習得・スキルアップ研修、人材育成研修**等
- ・若年労働者・女性・高齢者・コロナ離職者等多様な働き手の就業促進に向けた**合同企業説明会**等
- ・農業法人への**マッチング支援**
- ・専門的な知識・技能を有する若年者の人材確保に向けた**UIターンイベント**出展

### 特例支給の流れ



### 北海道労働局

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。  
 雇用助成金さっぽろセンター（電話：011-788-2294）  
 または 最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

事業やイベント等の概要については  
ホームページをご覧ください。

地プロ 北海道 検索



## 北海道 異業種チャレンジ奨励事業「今こそジョブチャレ北海道」

(北海道)

コロナ禍による離職者が、対象業種に属する事業を行う事業所に正社員等として就職した場合に奨励金を支給することにより、コロナ禍による離職者の就職を促進するとともに、対象業種における人材確保を支援する事業です。



### 主な支給要件

- ・コロナ禍による離職者であること
- ・北海道内で対象業種に属する事業(※ただし公共職業安定所等に求人登録をしている事業に限る)を行う事業所に令和4年4月1日から令和4年11月30日までに、正社員等(試用期間も含めて1年以上の雇用期間かつ週30時間以上勤務)として雇用され、3ヶ月以上勤務した者であること。
- ・当該事業所に正社員等として雇用された日前1年間において、対象業種とは別の業種に属する事業で就業していたものであること。
- ・雇用された事業所において、次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 第4回改訂厚生労働省編職業分類の大分類の「A 管理職」又は「C 事務的職業」に従事するもの
  - イ 公務員
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同条第13項に規定する「接客業務受託営業」
- ・正社員等として事業所に雇用された日前5年間において、当該事業所と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業所で就業していない者であること。
- ・当該事業所に継続して勤務する意思を有する者であること。
- ・正社員等として事業所に雇用された日前6ヶ月間において、学校等の教育機関を卒業または中退していない者であること。なお、職業訓練は対象です。
- ・外国籍の者にあつては、当該事業所において雇用された時点で就労可能かつ更新可能な在留資格を取得している者であること。ただし、在留資格「技能実習」を除くほか、「特定活動」においては、46号のみとする。

### 対象となる業種(日本標準産業分類の中分類)

01 農業、02 林業、03 漁業、04 水産養殖業、05 鉱業、採石業、砂利採取業、06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業、09 食料品製造業(※ただし「092 水産食料品製造業」に限る)、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業(※ただし「444 集配利用運送業」及び「445 その他の道路貨物運送業」は除く)、74 技術サービス業(※ただし「742 土木建築サービス業」に限る)、75 宿泊業、76 飲食店、83 医療業(※ただし「835 療術業」は除く)、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業、89 自動車整備業、90 機械等修理業、92 その他の事業サービス業(※ただし「923 警備業」に限る)

※ただし、第4回改訂厚生労働省編職業分類の大分類の「A 管理職」又は「C 事務的職業」に従事する者は対象となりません。

### 申請書受付期間

令和4年4月1日から令和4年12月30日まで

※令和4年11月30日までに正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内(消印有効)に予備審査依頼書(様式1)及び就業証明書(様式2)を提出する必要があります。

例)〇月1日雇用→翌月1日消印有効、〇月31日雇用→翌月30日消印有効

詳細は特設サイトをご覧ください

### ◆問い合わせ先

今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター TEL:050-3629-4176

受付時間:月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日・12月30日～1月3日、上記時間外はメールでの受付のみ。

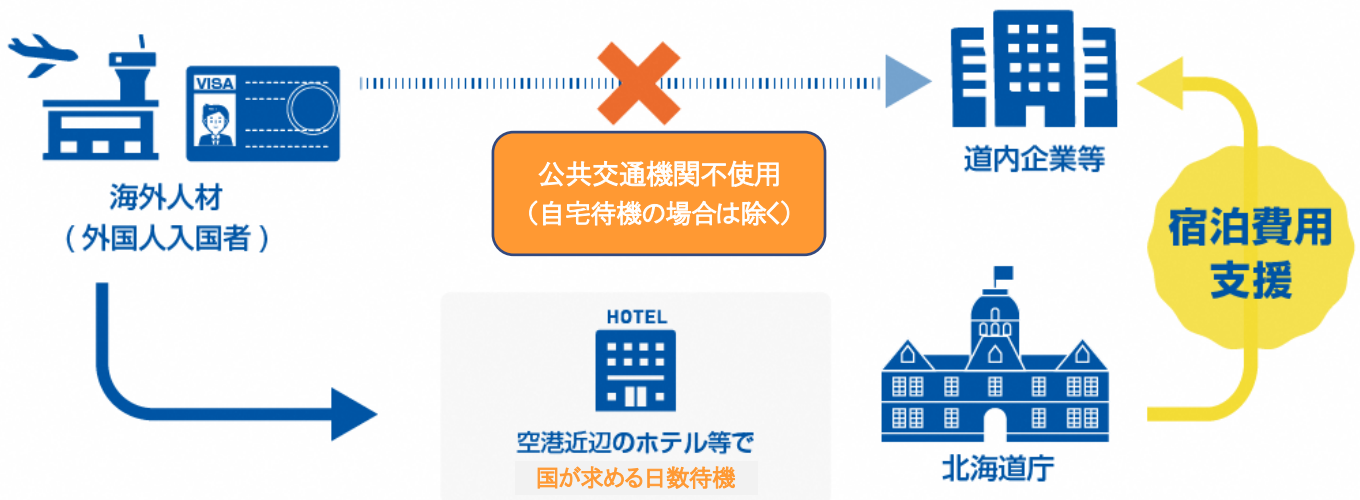




## 北海道 海外人材待機費用緊急補助金

(北海道)

道では、道内企業が海外から外国人材を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



|        |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請期間   | 2022 年4月1日～2023 年3月17日                                                                                                                                                                                                    |
| 補助対象者  | 道内企業等<br>道内に所在する事業所において、道内で業務に従事する海外人材(2022 年 3 月 19 日以後に水際対策への対応を終了した日本国籍を有しない者)を雇用する法人又は個人                                                                                                                              |
| 対象在留資格 | ①技能実習<br>②特定技能<br>③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動(インターンシップ、EPA 等)の内、「対象の 14 業種」で就労するもの ※1<br><br>※1 対象の14業種:介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食物品製造分野、外食業分野 |
| 補助額    | 1人1万円(上限) × 国が求める期間(上限)                                                                                                                                                                                                   |
| 補助対象経費 | 水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費(実費)<br>(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 17 日 17 時までに申請した分)                                                                                                                                             |
| 対象期間   | 2022 年 3 月 19 日以後チェックアウト済から 2023 年 3 月 17 日チェックアウト済まで                                                                                                                                                                     |

詳細は特設サイトをご覧ください

## ◆問い合わせ先

北海道海外人材待機費用緊急補助金申請受付窓口(コールセンター)

TEL:011-251-5803

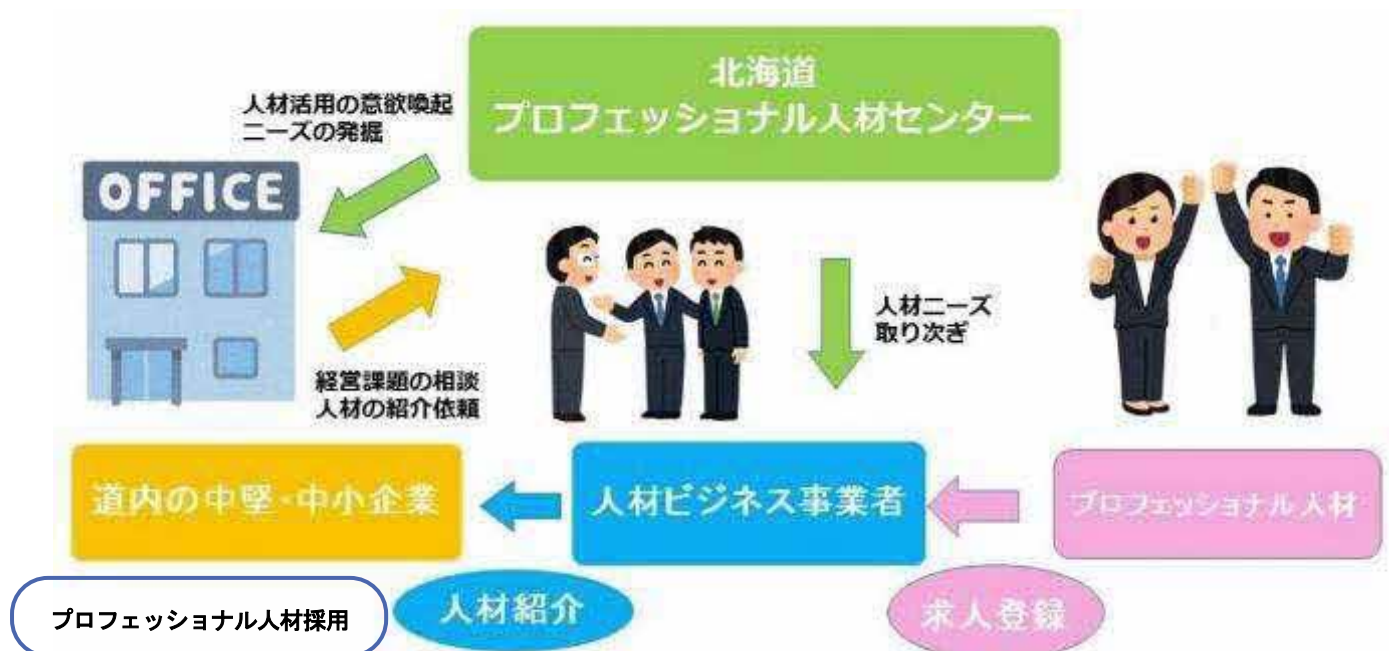
受付時間:平日 9:00～17:00



## 北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。



### ◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

### ◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。

経営者を支える人材が欲しい

新製品・新技術の開発力を高めたい

ピンポイントで専門性のある人材を活用したい

ECサイトをリニューアルできる人材を短期間活用したい

海外進出に向けた責任者が欲しい

### ◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB:<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>





## 北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げるにより、生産維持・事業継続をサポートします。

## ◆北海道短期おしごと情報サイト

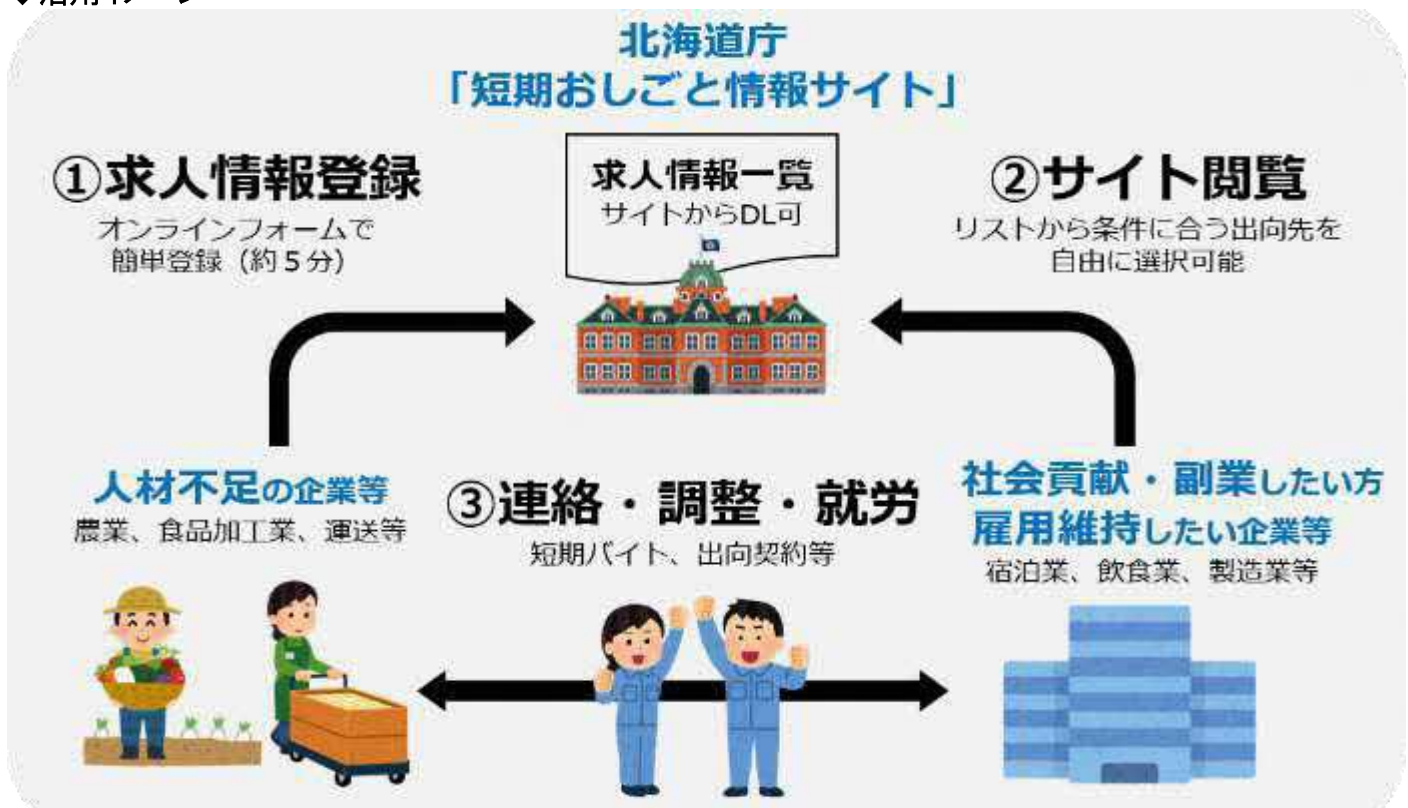
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>

## ◆開設

令和2年4月23日



## ◆活用イメージ



## 【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。  
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

## 【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

## 【共通】

- ・雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

## ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

## 人材定着支援セミナーをオンデマンド配信します

### ～ 定着力を高める多様な働き方の実践 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、道内の中小企業経営者等を対象に、多様な働き方の導入による人材の定着を目的としたセミナーをオンデマンド配信します。

本セミナーでは、人事制度で定着力を高めるコツや、定着に効果的である多様な働き方の事例を専門家から紹介します。

なお、本セミナー配信後、合同企業説明会を開催します。詳細が決まり次第、当局ウェブサイトにて改めてお知らせします。

#### ◆開催概要

【日時】2022年8月26日(金)14:00～9月12日(月)13:00

【配信方法】Cisco Webex

【定員】100名(視聴無料)

【対象】道内の中小企業経営者、人事担当者等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

#### ◆プログラム ※約40分

- ・定着力を高める人事制度と評価制度
- ・定着する社員を引き寄せる情報発信
- ・定着力を高める多様な働き方の事例紹介

講師：寄りそうコンサルタントグループ HR LABO 代表 宮治 有希乃 氏

#### ◆申込方法

件名を「セミナー申込」とし、参加申込書添付または必要事項を記入の上、FAX または E-mail にて申込みください。

・後日視聴方法をお送りします。

・申込時に記載いただいた情報は、今後、当局等が実施する事業等の案内のために使用させていただき、それ以外の目的では使用しません。

【URL】【リーフレット兼参加申込書】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20220727/leaflet.pdf>

申込締切：視聴希望日の3営業日前

#### ◆申込・問い合わせ先

キャリアバンク(株) 担当：平田・川村

TEL:011-218-5823

FAX:011-251-3369

E-mail:[k-jinzai@career-bank.co.jp](mailto:k-jinzai@career-bank.co.jp)

中小企業大学校旭川校 9月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。  
今回は、2022年9月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

◆◇ ご案内 ◇◇

2022年度の研修ガイド・下半期カリキュラムを配布しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【 公的助成制度 】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : [asahi-kenshu@smrj.go.jp](mailto:asahi-kenshu@smrj.go.jp)

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ( <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html> )をご覧ください。

旭川校 HP



No.25 営業力を高める顧客ニーズのつかみ方  
～ 顧客の心をつかみ、売上アップを目指す営業の仕組みづくり ～

この研修では、マーケティングと行動経済学の考え方を活用して顧客も気づいていない潜在ニーズの掘り起こし方について理解し、自社の真の顧客ニーズ、新たな顧客ニーズについて考えることで、これまでの営業スタイルを見つめ直し、売上アップ、新しい顧客の獲得を目指します。

◆この研修のポイント

1. マーケティングと行動経済学の基本を押さえ、自社の潜在的な顧客やニーズを演習を通じて掘り起こします。
2. 自社の営業を見直し、顧客ニーズに的確にアプローチできる営業スタイルへの変革を目指します。
3. 様々な事例を通じて、将来の顧客創造に役立つヒントを身につけます。

◆研修期間 9月13日(火)～ 9月15日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 グローカルマーケティング株式会社 代表取締役 今井 進太郎 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002urk.html>

No.26 事業継続計画(BCP)の作り方(札幌キャンパス開催)  
～ 緊急事態でも揺るがない強い会社づくり～

この研修では、緊急事態時の判断基準や行動フローなどを定める「事業継続計画(BCP)」の基礎知識や具体的な策定手順について、事例や演習を交えて学びます。

◆この研修のポイント

1. 企業経営におけるリスクマネジメントの考え方を理解します。
2. BCPの策定手順と導入・運用のポイントを学びます。
3. 自社のBCP策定に向けた課題を整理します。

◆研修期間 9月21日(水)～9月22日(木) 2日間

◆研修時間 13時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社フォーサイトコンサルティング 執行役員 五十嵐 雅祥 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002uxh.html>

No.27 新任管理者研修②  
～ 「できる管理者」を目指す人のマネジメント基本講座 ～

この研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ(目標)を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者、リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、数々の事例や演習を通じて理解を深めることで、明日からの業務に活かすことができます。
3. 管理者としての行動計画を作成することによって、自身の成長を促すことができます。

◆研修期間 9月26日(月)～9月29日(木) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 39,000円(税込)

◆講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002v3f.html>



## 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2～5日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

### ＜令和4年度能力開発セミナー開催予定（9月～11月） 受講申込受付中！！＞

| 分野    | 番号    | コース名                                             | 開催日           | 定員<br>(人) | 受講料<br>(円) |
|-------|-------|--------------------------------------------------|---------------|-----------|------------|
| 機械    | 1M022 | 3次元CADを活用したソリッドモデリング技術                           | 9/1-2(12H)    | 10        | 10,000     |
|       | 1M023 | 板金製作を考慮した板金部品の設計技術                               | 9/5-6(12H)    | 10        | 9,000      |
|       | 1H113 | 実験計画法を活用した生産プロセスと品質の改善<br>(表計算ソフトによる分散分析と実験計画法編) | 9/15-16(12H)  | 10        | 12,000     |
|       | 1M010 | 被覆アーク溶接技能クリニック                                   | 10/13-14(12H) | 8         | 20,000     |
|       | 1M013 | 半自動アーク溶接技能クリニック                                  | 10/18-19(12H) | 8         | 20,000     |
|       | 1M016 | TIG溶接技能クリニック                                     | 10/20-21(12H) | 8         | 18,500     |
|       | 1H114 | 2次元CADによる機械製図技術                                  | 11/7-8(12H)   | 10        | 6,500      |
|       | 1M019 | 油圧実践技術                                           | 11/10-11(14H) | 10        | 11,000     |
|       | 1M007 | マシニングセンタプログラミング技術                                | 11/15-16(12H) | 10        | 8,500      |
|       | 1M008 | マシニングセンタ加工技術                                     | 11/17-18(12H) | 10        | 11,500     |
| 電気・電子 | 1D010 | 自家用電気工作物の高圧機器技術                                  | 9/26-27(12H)  | 10        | 7,000      |
|       | 1D005 | 電気設備の総合的設計技術(応用)                                 | 9/28-30(18H)  | 10        | 12,000     |
|       | 1D119 | IoT機器を活用した組込みシステム開発技術                            | 9/28-30(18H)  | 10        | 13,000     |
|       | 1H109 | 現場のための電気保全技術                                     | 10/17-18(12H) | 10        | 10,000     |
|       | 1D108 | PLCプログラミング技術                                     | 10/24-25(12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D115 | PLC制御の応用技術(応用命令編)                                | 10/26-27(12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D103 | 有接点シーケンス制御の実践技術                                  | 11/8-9(12H)   | 10        | 8,000      |
|       | 1D002 | シーケンス制御による電動機制御技術                                | 11/10-11(12H) | 10        | 8,000      |
|       | 1D121 | 実習で学ぶ画像処理・認識技術(Python×OpenCV)                    | 11/17-18(12H) | 10        | 10,000     |
|       | 1D007 | 一般用電気工作物の施工技術                                    | 11/19-20(12H) | 10        | 13,000     |
|       | 1D009 | 一般用電気工作物の施工技術(応用)                                | 11/26-27(12H) | 10        | 13,000     |
|       | 1D111 | PLC制御の応用技術(ST編)                                  | 11/24-25(12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D118 | PLCによるタッチパネル活用技術                                 | 11/28-29(12H) | 10        | 9,000      |
|       | 1D011 | 自家用電気工作物の施工技術(電灯回路編)                             | 11/29-30(12H) | 10        | 15,500     |
|       | 1D012 | 自家用電気工作物の施工技術(動力・計器回路編)                          | 12/1-2(12H)   | 10        | 15,500     |
| 居住    | 1H004 | 実践建築設計2次元CAD技術(Jw CAD製図支援編)                      | 9/29-30(12H)  | 10        | 7,000      |
|       | 1H102 | 冷媒配管の施工と空調機器据付け技術                                | 10/4-5(12H)   | 10        | 13,000     |
|       | 1H104 | トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術                            | 10/12-13(12H) | 10        | 12,500     |
|       | 1H016 | 住宅計画実践技術(インテリア立・断面図編)                            | 10/20-21(12H) | 10        | 8,000      |
|       | 1H017 | 住宅計画実践技術(インテリアパース編)                              | 11/10-11(12H) | 10        | 8,000      |
|       | 1H106 | 自動火災報知設備工事の施工・保守技術                               | 11/26-27(12H) | 10        | 15,500     |

※実施場所は、すべてポリテクセンター北海道です。

#### 【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)

生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

＜ホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>





## 「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

＜令和4年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付開始！！＞ ※1名から受講可能

| 番号   | コース名                        | 開催日      | 定員(人) | 受講料(円)  | 申込期限     |
|------|-----------------------------|----------|-------|---------|----------|
| 札 22 | 業務に役立つ表計算ソフトの関数活用           | 10/7(金)  | 15    | 2,200 円 | 9/1(木)   |
| 札 23 | 効果的な OJT を実施するための指導法        | 10/18(火) | 30    | 3,300 円 | 9/9(金)   |
| 札 24 | ビジネスとSDGs<br>(持続可能な開発目標)の融合 | 10/24(月) | 30    | 3,300 円 | 9/15(木)  |
| 札 25 | ピボットテーブルを活用したデータ分析          | 11/9(水)  | 15    | 2,200 円 | 10/4(火)  |
| 札 26 | ノウハウ継承のための研修講師の育成           | 11/17(木) | 30    | 3,300 円 | 10/13(木) |
| 札 27 | クラウド活用入門                    | 11/21(月) | 30    | 3,300 円 | 10/17(月) |
| 札 28 | クラウドを活用したシステム導入             | 11/28(月) | 30    | 3,300 円 | 10/21(金) |

## DX 人材の育成をサポートしています

※札 27・札 28 セット受講推奨

～DX (デジタルトランスフォーメーション) とは～

データとデジタル技術によって商品やビジネス、業務、企業文化等の変革を成し遂げるものであり、その目的は会社としての競争力の維持・獲得・強化を果たすことにあります。そして、それらを推進するためには、社内において **DX 活動をけん引する DX 人材の育成が不可欠**です。

生産性向上人材育成支援センターでは、令和4年度から生産性向上支援訓練カリキュラムモデルのうち「DX 対応コース」を選定・拡充し、中小企業・事業主団体等の「DX 人材の育成」を支援しています。

## ●対応コースは全 46 コース！

DX 対応コースでは、カリキュラムモデルを3つの課題別に分類しており、**それぞれの課題解決に効果的な訓練コースをご提案**しています。

## ●お手頃な受講料！

1 人あたり **2,200 円～6,600 円(税込)** で受講が可能です。

●本紙掲載コースのほか、企業のご要望に合わせて、当センターのカリキュラムモデルをカスタマイズした「オーダーメイドコース」もございます

お気軽にお問い合わせ  
ください！



【問い合わせ先】 ※詳細についてはホームページをご覧ください。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)  
生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958  
＜機構のホームページURL＞ <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



## 能力開発セミナー（9～11月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R4.9月～11月開講

| 実施主体                                   | 訓練科名          | 専攻科目名                        | 実施地   | 施設内外の別 |   | 昼夜の別 |   | 実施時期   |        | 訓練期間 |     | 定員 |
|----------------------------------------|---------------|------------------------------|-------|--------|---|------|---|--------|--------|------|-----|----|
|                                        |               |                              |       | 内      | 外 | 昼    | 夜 | 開始     | 終了     | 日数   | 時間  |    |
| 札幌高等技術専門学院<br>011-781-0559             | Androidアプリ開発科 | Androidアプリ開発                 | 札幌市   |        | ○ | ○    |   | 9月26日  | 10月5日  | 8    | 56  | 10 |
|                                        | 3D測量データ活用科    | 3D測量データ活用                    | 滝川市   |        | ○ | ○    |   | 10月6日  | 10月7日  | 2    | 12  | 15 |
|                                        | VBAプログラム科     | VBAプログラム                     | 美唄市   |        | ○ |      | ○ | 11月11日 | 12月9日  | 8    | 16  | 15 |
| 旭川高等技術専門学院<br>0166-65-6220             | 建設経理科         | 建設業経理士2級                     | 旭川市   | ○      |   |      | ○ | 10月3日  | 10月28日 | 10   | 20  | 10 |
| 旭川高等技術専門学院<br>稚内分校<br><br>0162-33-2636 | 電気設備科         | 第二種電気工事士                     | 枝幸町   |        | ○ | ○    |   | 10月7日  | 12月11日 | 6    | 42  | 10 |
|                                        | 観光サービス科Ⅱ      | おもてなし英会話                     | 稚内市   |        | ○ |      | ○ | 10月13日 | 12月8日  | 8    | 16  | 10 |
|                                        | 観光サービス科Ⅰ      | おもてなし英会話                     | 利尻富士町 |        | ○ | ○    |   | 10月14日 | 10月16日 | 3    | 12  | 10 |
| 北見高等技術専門学院<br><br>0157-33-4436         | エクセル初級科       | エクセル基礎                       | 遠軽町   |        | ○ |      | ○ | 9月1日   | 9月29日  | 5    | 15  | 10 |
|                                        | 介護福祉士支援科      | 福祉関係の基本理念と倫理、<br>介護福祉士試験受験対策 | 網走市   |        | ○ | ○    |   | 10月4日  | 11月10日 | 10   | 20  | 10 |
|                                        | エクセル中級科       | エクセル応用                       | 遠軽町   |        | ○ | ○    |   | 10月25日 | 11月29日 | 10   | 30  | 14 |
| 苫小牧高等技術専門学院<br><br>0144-55-7007        | 電気工事科（第一種）    | 第一種電気工事士学科講習                 | 苫小牧市  | ○      |   | ○    |   | 9月6日   | 9月20日  | 5    | 35  | 10 |
|                                        | 自動車整備科（2級）    | 整備技術習得講習                     | 苫小牧市  |        | ○ |      | ○ | 11月14日 | 2月24日  | 47   | 141 | 20 |
| 帯広高等技術専門学院<br>0155-37-6975             | 電気工事科Ⅰ        | 電気工事基礎                       | 帯広市   | ○      |   |      | ○ | 9月2日   | 9月30日  | 10   | 20  | 20 |
|                                        | OA事務科         | ワード・パワー・ポイント中級               | 帯広市   | ○      |   |      | ○ | 9月6日   | 9月27日  | 10   | 20  | 12 |
|                                        | ICT活用科        | ドローン活用基礎                     | 帯広市   | ○      |   |      | ○ | 10月4日  | 10月20日 | 6    | 12  | 12 |
|                                        | 電気工事科Ⅱ        | 電気工事応用                       | 帯広市   | ○      |   |      | ○ | 11月1日  | 12月6日  | 7    | 14  | 20 |
| 釧路高等技術専門学院<br>0154-57-8016             | ホームページ作成基礎科   | ホームページ作成                     | 釧路市   |        | ○ |      | ○ | 11月22日 | 12月1日  | 6    | 12  | 15 |
| 障害者職業能力開発校<br><br>0125-52-2774         | OAエクセル科       | オフィスソフト実用                    | 札幌市   |        | ○ |      | ○ | 10月5日  | 10月29日 | 8    | 16  | 10 |
|                                        | ビジネスマナー科      | コミュニケーション技法                  | 旭川市   |        | ○ |      | ○ | 10月22日 | 11月12日 | 7    | 14  | 10 |

**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1**  
**中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導**  
**(北海道職業能力開発協会)**

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

ものづくりマイスターは、ウェブデザインやITネットワークシステムなど情報技術関連も含みます。

技能検定試験に向けて、また効果的な技能の継承や後継者の育成に役立てていただくため、是非、ものづくりマイスターの実技指導をご活用ください。

1 実技指導(派遣)の対象

- ・中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者)
  - ・業界団体(事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む)
  - ・工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く)
- の主に15歳から35歳未満の若年技能者

2 実技指導の内容

派遣指導の内容は派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。

(中小企業・業界団体は技能検定2～3級程度、工業高校等は技能検定3級程度のレベルを目安とします)

3 指導回数

中小企業や業界団体は年間12回まで(事業所毎)

4 必要経費

R3年度及びR4年度に本事業による派遣指導実績がない企業等は、講師謝金、講師旅費、材料費をコーナーが負担します。

詳細は下記 URL より「令和4年度「若年技能者人材育成支援等事業」実施要領(中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導)」をご覧ください！

URL : <http://www.h-syokunou.jp/utilization/>

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

担当：末廣

TEL:011-825-2387

E-mail:shinkou@h-syokunou.or.jp

**ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内2**  
(公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへの  
ものづくりマイスターの派遣による実技指導)

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材育成等を図ることを目的とするものです。

夏休み期間中のものづくり体験イベントなどに、是非、ものづくりマイスターによる実技指導をご活用ください。

1 実技指導(派遣)の対象

道内の公民館、集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等において、技能者育成を目的として、広く参加者を募集して実施されるイベント。

2 派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

3 実技指導の内容

派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また指導レベルはものづくりに対する興味が得られるよう柔軟に設定します。

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費、会場費などを負担します。

詳細は下記 URL より「令和4年度「若年技能者人材育成支援等事業」実施要領(公民館・集会所等の公共施設又は民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導)」をご覧ください！

URL : <http://www.h-syokunou.jp/utilization/>

お問い合わせ：北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

担当：末廣

TEL:011-825-2387

E-mail:shinkou@h-syokunou.or.jp

## 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

## ◆企業向け支援メニュー

| メニュー名               | 実施内容                                                       | 実施地域 | 実施時期 |
|---------------------|------------------------------------------------------------|------|------|
| 企業個別相談<br>(訪問支援)    | 人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。                       | 道内   | 通年   |
| 企業内キャリア<br>コンサルティング | 社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。 | 道内   | 通年   |

## ◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

| メニュー名              | 実施内容                                           | 実施地域        | 実施時期 |
|--------------------|------------------------------------------------|-------------|------|
| 職業体験<br>(インターンシップ) | 求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。                 | 道内          | 通年   |
| 企業見学会・<br>交流会      | 人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催) | 札幌<br>地方5拠点 | 随時   |

## ◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>



**中小企業の DX を推進するデジタル人材活用セミナーを開催します  
～ 必要とされる人材像と、その活用・育成方法 ～ 【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の DX を推進する上で必要となるデジタル人材とは何かを分類・整理し、その活用・育成方法を解説するオンラインセミナーを開催します。

本セミナーでは、中小企業の DX 推進ステップにあわせて必要となる人材やスキルを整理する他、副業・OB 人材等の外部デジタル人材の活用方法等についても紹介します。

◆開催概要

【日時】2022 年 9 月 12 日(月)13:30～15:30

【配信方法】YouTube Live(参加費無料)

【対象】中小企業、産業支援機関等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

講演：中小企業の DX 推進ステップにあわせた人材・スキル・育成方法

講師：(株)マネジメントサポート 遠山 俊之 氏

- ・中小企業における DX 推進の重要性
- ・中小企業が理解すべき DX 推進のステップ
- ・DX を推進するデジタル人材を理解する(人材像毎の活用・育成方法)
- ・副業・OB 人材等の外部デジタル人材の活用方法

事業紹介：地域デジタル人材現場研修プログラム「マナビ DX Quest」

マナビ DX Quest 事務局(ボストン・コンサルティング・グループ(同))

その他：北海道 DX 推進協働体事業の紹介

経済産業省北海道経済産業局

◆申込方法等

申込方法等詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20220810/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

ヒューマンアカデミー(株) 担当：國本、宇田川

TEL:011-218-7761

## 宇宙ビジネス参入促進オンラインセミナーの配信を開始します

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、宇宙関連産業振興の取組の一環として北海道における宇宙ビジネスへの参入を促進するため、オンラインセミナーを配信します。

道内企業の新たな挑戦による宇宙ビジネスの取組事例、さらに支援機関による宇宙ビジネス参入促進の取組等について説明します。

### ◆概要

【日時】2022年6月27日(月)15:00～終了時期未定

【配信方法】metichannel(経済産業省公式 YouTube)

【主催】経済産業省北海道経済産業局

#### プログラム

##### <第1部>企業の事例紹介

※セミナー動画は下記 URL からご覧ください。

【URL】<https://www.youtube.com/watch?v=98TGmeW7n2U>

##### 事例紹介企業

- ・(株)釧路製作所 取締役 経営企画室 室長 田邊 篤巳 氏  
技術グループ 主任 中川 翔太 氏
- ・サンテクノ(株) 執行役員 函館 R&D センター長 第3 技術部部長(兼務) 丹羽 巖一 氏
- ・Letara(株) 代表取締役 平井 翔大 氏

##### <第2部>支援機関によるディスカッション

※セミナー動画は下記 URL からご覧ください。

【URL】[https://www.youtube.com/watch?v=rG85tHAS\\_B0](https://www.youtube.com/watch?v=rG85tHAS_B0)

##### テーマ

- ・道内の宇宙関連産業の実態調査
- ・各支援機関の宇宙ビジネス参入促進の取組、支援制度等の情報提供

##### ディスカッション参加機関

- ・北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 主幹 丸山 理 氏
- ・北海道経済連合会 産業振興グループ 部長 渡辺 敬啓 氏
- ・(一社)北海道機械工業会 技術支援マネージャー 長尾 信一 氏
- ・経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課 課長補佐

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

TEL:011-709-2311(内線 2572)

E-mail:[hokkaido-seizojocho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-seizojocho@meti.go.jp)

今年度も実施します！！

## 特別支援学校企業向け見学会のご案内

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ご都合のよい日程で、ぜひご参加ください！！

### ◆開催日程

| 月 日                  | 学 校 (住 所)                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------|
| 8月24日(水)             | 新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13)                                   |
| 9月 7日(水)             | 札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1)                          |
| 9月27日(火)             | 札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1)                            |
| 10月 3日(月)            | 小平高等養護学校(小平町鬼鹿田代577番地2)                                  |
| 10月 4日(火)            | 市立札幌豊明高等支援学校(札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1)                           |
| 10月 6日(木)            | 札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3)                                |
| 10月 7日(金)            | 白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1)                                    |
| 10月12日(水)            | 小樽高等支援学校(小樽市銭函1丁目10-1)                                   |
| 10月19日(水)            | 雨竜高等養護学校(雨竜町字尾白利加92-21)                                  |
| 10月25日(火)            | 千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)                                   |
| 10月27日(木)            | 美深高等養護学校(美深町字西町25番地)                                     |
| 11月 2日(水)            | 札幌みなみの杜高等支援学校(札幌市南区真駒内上町4丁目7-1)                          |
| 11月24日(木)<br>※3校合同開催 | 中札内高等養護学校幕別分校(幕別町南町81番地1)<br>北海道中札内高等養護学校<br>北海道新得高等支援学校 |
| 11月25日(金)            | 美深高等養護学校あいべつ校(愛別町字南町27番地)                                |
| 11月30日(水)            | 旭川高等支援学校(旭川市5条西5丁目)                                      |
| 12月 5日(月)            | 伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13)<br>※開始時間は、13:15～                 |

◆当日は、概ね10時開始、12時40分頃終了となり、主な内容は、

①学校説明 ②障がい者雇用に関する説明 ③校内(作業学習)見学 ④質疑・アンケート等 を予定しています。

### ◆参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

①申込専用サイトでのお申し込みの場合は、下記のウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=HKRTOXg9>

②ファックスでお申し込みの場合は、下記ウェブサイトから、参加申込書をダウンロードし、ファックス送信してください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai\\_hika.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai_hika.htm)

※当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへリンクしていますので、ご覧ください。

### ◆お問合せ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 中村、信佐

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038

令和4年度 北国の省エネ・新エネ大賞を募集します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、省エネルギーの推進および新エネルギーの利用促進を図ることを目的に、北国の省エネ・新エネ大賞(北海道経済産業局長表彰)を募集します。

本取組は、北海道における省エネルギー・新エネルギーの有効利用、開発および普及に係る取組において、他の模範となる組織又は個人を表彰するものです。

◆ 応募概要

応募対象

次に掲げる取組や活動を行った組織又は個人を対象とします。(自薦・他薦・共同応募も可)

組織には、事業者のほか、グループや自治体、教育機関を含みます。

- ・省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用によるエネルギーの有効利用を行った者
- ・省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品(サービスを含む)を開発・製造した者
- ・省エネルギー又は新エネルギーの普及・啓発を行った者

※省エネルギーと新エネルギーの複合型でも応募可能です。

※申請は、1組織・1個人につき、同一年度1件までの応募(共同申請を含む)としてください。

表彰の種類

北国の省エネ・新エネ大賞 大賞(1件)

北国の省エネ・新エネ大賞 優秀賞(複数件)

【URL】【リーフレット】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20220802/leaflet.pdf>

◆ 応募方法・応募要領等

応募方法・応募要領等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20220802/index.htm?rss=true&date=20220802>

応募締切:2022年9月15日(木)17:00

◆ 提出・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 表彰担当

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階

TEL:011-709-2311(内線2635)

FAX:011-726-7474

E-mail:[hokkaido-energy@meti.go.jp](mailto:hokkaido-energy@meti.go.jp)

**地域経済分析システム（RESAS：リーサス）を活用した地方創生☆政策アイデアコンテスト2022  
を開催します**

**～ データ分析を踏まえた説得力のあるアイデアを募集 ～ 【新規】**

（北海道経済産業局）

内閣府および経済産業省では、RESAS や V-RESAS を活用した地域課題の分析を踏まえた、地域を元気にするような政策アイデアを募集する地方創生☆政策アイデアコンテスト2022を開催します。

北海道経済産業局では RESAS 普及および地域のデータリテラシー向上を図るため、同コンテストへの応募促進や応募者への RESAS 活用のサポートを行います。

◆**募集概要**

優秀なアイデアには地方創生担当大臣賞、優秀賞のほか、地方審査地域ごとに経済産業局長賞・沖縄総合事務局長賞が授与されます。

地域の現状・課題について、RESAS や V-RESAS を活用して分析し、解決策となるような政策アイデアを提案してください。

【募集期間】2022 年 8 月 2 日(火)～9 月 30 日(金)

【募集部門】高校生・中学生以下の部、大学生以上一般の部（地方公共団体の部は一般の部に統合）

※個人、部・課単位、その他グループ(学校やクラス等)で応募可能

◆**応募方法**

募集内容や応募方法、審査ポイントなどの詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://contest.resas-portal.go.jp/2022/index.html>

【URL】【募集要項】<https://contest.resas-portal.go.jp/2022/asset/files/application2022r2.pdf>

【URL】【リーフレット】<https://contest.resas-portal.go.jp/2022/asset/files/idea2022.pdf>

◆**問い合わせ先**

地方創生☆政策アイデアコンテスト2022 事務局

(株)JTB(受託事業者)

TEL:03-6737-9263(9:30～17:30(土日祝を除く))

E-mail:resas2022@jtb.com



企業説明会を開催します  
～ 正社員を目指そう ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、正社員での就職を希望する30代～50代の方を対象に企業説明会を開催します。

本説明会では、企業が求める人材像や業務内容について、経営者や採用担当者と直接お話しすることができます。

◆開催概要

【日時】2022年9月7日(水)13:00～15:30

9月8日(木)13:00～15:30

【場所】キャリアバンクセミナールーム

(札幌市中央区北5条西5丁目 sapporo55 5階)

【参加費】無料(入退場自由、申込不要)

※キッズスペースあり(託児はありません)

【対象】・正社員就職を希望する概ね35歳～55歳の方

・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている方

・30代以上の職業経験の浅い(または未経験の)方 等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆タイムテーブル

・就職ガイダンス 13:00～13:30

【定員】先着各6名(要申込)

7日(水):自己PRに活かす!!4つのタイプ

8日(木):対人ストレスを減らす!4つのタイプ

・企業説明会(1回30分×3回)

13:40～14:10

14:20～14:50

15:00～15:30

・企業の担当者から直接話を聞ける説明ブース

・キャリア・アドバイザーによるアドバイスが受けられる就職相談コーナー(先着順)

◆参加企業等

参加企業等詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20220810/index.htm>

◆問い合わせ先

キャリアバンク(株) 担当:平田・川村

TEL:011-218-5823

E-mail:k-jinzai@career-bank.co.jp

**令和4年度 過疎地におけるSSの承継・整備事業等に係る各種補助事業の公募を開始しました  
～ SS 過疎地の自治体等が行う燃料供給に関する事業等を支援します ～ **【更新】****

(北海道経済産業局)

経済産業省の補助事業として、全国石油商業組合連合会において、地域における新たな燃料供給体制の構築の推進、燃料の安全かつ効率的な安定供給体制の確保等を目的とした事業の公募を行っています。

また、SS 過疎地対策の参考資料として、「SS 過疎地対策ハンドブック(第3版)」(2022年6月)が発行されました。

**◆事業概要**

自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業

SS 過疎地等の自治体等が行う燃料供給に関する計画の策定や自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づく設備整備・設備撤去等に要する経費の一部を補助します。

**【公募要領等】**

公募要領、申請方法等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0110>

**【公募期間】**

2022年6月10日(金)～8月31日(水)

1次締切:7月11日(月)17:00(終了)

2次締切:8月5日(金)17:00(終了)

3次締切:8月31日(水)17:00

先進的SS事業モデル構築等支援事業

揮発油販売事業者等が行う先進的SS事業モデル構築事業および技術開発・実証事業に要する経費を補助します。

**【公募要領等】**

公募要領、申請方法等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0111>

**【公募期間】**

2022年6月10日(金)～8月31日(水)

1次締切:7月11日(月)17:00(終了)

2次締切:8月5日(金)17:00(終了)

3次締切:8月31日(水)17:00

**◆問い合わせ先**

全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ 担当 今井、橋爪

TEL:03-3593-5835

FAX:03-3593-5830

**◆SS 過疎地対策ハンドブック**

SS 過疎地対策ハンドブック(第3版)(2022年6月)が発行されました。

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/sskasochi/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/sskasochi/)

## 北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「みんなチェック！最低賃金。」

## 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

| 最低賃金の件名 | 最低賃金額（円）                         | 適用労働者等の範囲                         |
|---------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 北海道最低賃金 | 時間額<br><b>889</b><br>3. 10. 1 発効 | 北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。 |

## 特定最低賃金

| 最低賃金の件名                                                                                                                | 最低賃金額（円）                          | 特定最低賃金の適用が除外される者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業                                                                                                     | 時間額<br><b>922</b><br>3. 12. 4 発効  | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                               |
| 鉄鋼業<br>※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く                                                                                        | 時間額<br><b>979</b><br>3. 12. 1 発効  | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                                               |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業<br>※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く | 時間額<br><b>924</b><br>3. 12. 2 発効  | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者<br>5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者<br>6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者 |
| 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業<br>※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く                                                                    | 時間額<br><b>917</b><br>3. 12. 10 発効 | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの<br>3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者<br>4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者                                                                                                                                                                                                                               |

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
  - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
  - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

## 労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

- ・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

## 「次世代自動車情報サイト」のご紹介

(北海道)

経済部環境・エネルギー課では、現在国内で販売されている次世代自動車や購入支援制度、道内にある充電器設置場所などを掲載した「次世代自動車情報サイト」をご紹介します。

### ◆HP はこちら

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kksg/jisedaicar.html>

### ◆お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道本庁舎 8 階

北海道庁 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業担当

電 話 011-204-5320(ダイヤルイン)

F A X 011-222-5975

## 省エネルギー・新エネルギー関連補助事業を公募します【新規】

(北海道)

道では、新エネルギーの開発・導入や省エネルギーの促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげるため、「北海道新エネルギー導入加速化基金」などにより、関連補助事業を実施しています。ぜひ活用をご検討ください。

## ◆ 問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係  
TEL:011-204-5319

## ◆ 事業メニュー

| 事業名                   | 補助対象事業                                                                       | 補助対象者                      | 補助率・補助上限                                             | 公募期間<br>(終期)    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------|-----------------|
| ①新エネルギー設計支援事業         | 将来的な新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査を支援 | ・市町村<br>・市町村と企業等のコンソーシアム   | 補助率：1/2 以内<br>上 限：500 万円                             | 9 月 16 日<br>(金) |
| ②新エネルギー設備導入支援事業       | 新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備導入を支援                              | ・市町村<br>・市町村と企業等のコンソーシアム   | 補助率：1/2 以内<br>上 限：5,000 万円<br>〔モデル事業横展開〕<br>最大2ヵ年1億円 |                 |
| ③地域資源活用基盤整備支援事業       | 固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入の取組に対し、送電線等の整備に要する費用を支援<br>(※収益からの補助金返還が条件)             | ・企業等<br>・市町村と企業等のコンソーシアム   | 補助率：1/2 以内<br>上 限：1,000 万円                           |                 |
| ④地域新エネルギー導入加速化調査支援事業  | 市町村等が取り組む導入可能性調査を支援                                                          | ・市町村<br>・市町村と企業等のコンソーシアム   | 補助率：1/2 以内<br>上 限：300 万円                             |                 |
| ⑤地熱資源利用促進事業           | 市町村等が取り組む発電・熱利用を目的とした地熱井等の調査を支援                                              | ・市町村<br>・市町村と企業等のコンソーシアム   | 補助率：2/3 以内<br>上 限：1,200 万円                           |                 |
| ⑥ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業 | 実用化目前の新エネルギー先端技術の地域への導入（ローカライズ）を支援                                           | ・市町村と企業・大学等のコンソーシアム        | 補助率：2/3 以内<br>上 限：7,000 万円<br>(最大3ヵ年2億円)             |                 |
| ⑦省エネルギー設備導入計画等作成支援事業  | 事業者等の省エネルギーの取組を進めるための勉強会や可能性調査、省エネルギー設備の設計等を支援                               | ・民間事業者等<br>・民間事業者等のコンソーシアム | 補助率：1/2 以内<br>上 限：100 万円                             |                 |
| ⑧省エネルギー設備導入支援事業       | 先駆的な省エネルギー設備の導入や省エネルギーマネジメントの人材確保の取組を支援                                      | ・民間事業者等のコンソーシアム            | 補助率：1/2 以内<br>上 限：1,000 万円                           |                 |

※各事業の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/policy.html>